

3月5日（水）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本田利弘	（同）
7 番	山内いっとく	（同）
8 番	山口俊樹	（同）
9 番	下沖篤史	（同）
10番	齊藤了介	（同）
11番	黒岩保雄	（同）
12番	渡辺正剛	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	脇谷のりこ	（親和会）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	山内佳菜子	（同）
17番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日高博之	（同）
20番	後藤哲朗	（同）
21番	佐藤雅洋	（同）
22番	安田厚生	（同）
23番	日高陽一	（同）
24番	内田理佐	（同）
25番	川添博	（同）
26番	荒神稔	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山下寿	（同）
34番	外山衛	（同）
35番	武田浩一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	山下博三	（同）
39番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 先日、児湯郡の同世代の町会議員の方々と一緒に、地方創生のトップランナーとして実績を上げている自治体の調査に行ってきました。調査先の取組はもちろんすばらしい内容でありましたが、調査先までの長距離の移動の道中、レンタカーを代わる代わる運転しながら、町議の方々と地方創生や地方活性化策を語り合えたことも大変有意義な時間となりました。

調査先の1か所目は、徳島県上勝町に行ってきました。上勝町の葉っぱビジネスは既にマスコミに多数取り上げられており、2012年には葉っぱビジネス事業が映画化されるなど、地方創生のトップランナー中のトップと言っても過言ではない町です。

季節の葉っぱや花、山菜など、山や道端に自生する原価ゼロの地方資源を出荷・販売する農業モデルで、料亭などの顧客が望む葉っぱやつま物を、顧客が望むタイミングで、顧客が必要な量を提供する組織体制が構築されており、全国シェアが8割以上で、320種類以上の葉っぱや枝を商品化し、長期安定出荷することにより、年間約2億6,000万円を売り上げております。

商品が軽量で取り扱いやすいので、高齢者や女性でも運営ができ、生産者は70歳以上の高齢者や女性が中心で、現在145軒が就農されています。月収100万円を稼ぐ人もいるほか、年

収1,000万円を超える高齢者が複数いらっしゃいます。

また、県と連携し、ICTを導入。高齢者がパソコンやタブレット端末を活用して、専用ホームページで受注情報や市場情報をリアルタイムで確認できるようにしております。

さらに、POSシステムで上勝町の実産者の売上げをランキング形式で見られるようにしたことで、生産者のモチベーションを上げることに成功しました。成功したといえ、高齢者の方々が山などを歩きながら作業されることにより、健康増進にもつながって、国保や後期高齢者医療保険の保険料の減少にもつながっており、一石何鳥もの効果を上げられています。

さらにさらに、この葉っぱビジネスを運営している株式会社いんどりと上勝町が連携し、後継者育成と生産力向上を目的とした「いんどりヘルパー制度」を設け、長期研修生を雇用し、農家の下で働きながら知識や経験を蓄え、2年後の就農、つまり移住政策にも実績を上げられています。まさにあっぱれとしか言いようのない自治体の取組でありました。

そして、次の調査先は高知県馬路村に行きました。馬路村の主力産業は林業でしたが、1960年代からユズの栽培に力を入れ始め、10軒ほどの農家でスタートしました。年々規模は拡大し、現在は約200軒の農家が年間800トンを超えるユズを生産し、食品70種類や化粧品15品目に加工し販売しており、年間30億円の売上高を安定計上するまでに成長されています。

馬路村のユズ商品の取組の特徴は、流通業者を介して市場に出すのではなく、一般消費者に直接販売する手法に力を入れており、通信販売をベースにし、電話・ダイレクトメールを活用し、全国約35万人の顧客情報をしっかり管理し

た販売戦略を構築されていました。実際、加工施設を視察させてもらった際に、数十人の事務職員がコールルームでひっきりなしに電話対応している光景は圧巻でありました。

さらに、単にユズ商品を売るのではなく、商品パッケージデザインやコマーシャル、チラシ、梱包に至るまで、徹底してどれを一目見ても馬路村と分かるようになっており、ユズ商品の売上げだけではなく、馬路村ファンの増加と一度馬路村に行ってみたいという観光客の誘致にもつながっています。そして、馬路村農協は、合併という選択肢は選ばず、単独農協として存続する道を選ばれました。

以上、2つの自治体の取組の紹介でした。そもそもこの地方創生は、第2次安倍内閣が2015年を地方創生元年と位置づけたことに端を発していますが、あれから10年経過し、ここに来て石破政権が「地方こそ成長の主演」をスローガンに地方創生2.0を打ち出し、2,000億円規模の交付金が計上されています。

そこでまず、本県におけるここ10年の地方創生の取組で、特に市町村と連携した取組の内容、その取組でどのような成果を上げられてきたのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私は県内各地に足を運び、市町村長や地域住民の皆様との対話を重ねる中で、地元への愛着や地域おこしへの熱い思いをひしひしと感じております。多くの皆様がいろんな場所で、地域への思い、様々な熱心な取組を展開しておられます。県としてもこの思いを後押しすべく、県内市町村と連携し、これまで様々な取組を進め

てまいりました。

具体的には、県内各地の特産品を生かしたフードビジネスの振興をはじめ、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの地域ブランドづくりの推進、移住・U I J ターンの促進等に取り組んできておりまして、この結果、食品関連産業の付加価値額は全国平均を上回る大きな伸びを示し、さらには移住世帯数の増加など、一定の成果も出てきているところであります。

一方で、東京一極集中の是正が進まず、少子化・人口減少が一層加速する中、国では「地方こそ成長の主演」として地方創生2.0を起動させ、地方と日本の活力を取り戻すとしております。

本県としましても、国や市町村はもとより、企業や大学等との連携を一層深めながら、地域の個性や魅力を生かした地方創生を推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 食品関連産業の付加価値額は全国平均を上回っているというような実績を上げられてきております。さらなる地方の逸品の磨き上げを期待しているところであります。

上勝町と馬路村の事業において、幾つかの共通点があります。一つ抽出いたしますと、やはり今、知事も述べられました「付加価値」がキーワードになっております。原材料のままでは商品価値が高くないものを、ユーザーのニーズに応え、高品質でバリエーションに富んだ商品開発をし、流通させることにより、小さい自治体でも、人口が少ない自治体でも、突出した存在感を示すことができています。

そこで、今回の地方創生2.0において5本の柱がありますが、その一つに「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」というテーマがあります。本県は、日本のみならず世界に誇れる農畜

水産物、また自然、文化、伝統などの地域資源の宝庫の県であります。このポテンシャルをどう付加価値化させることでさらに存在感を増していくのか、その具体的な取組こそが交付金を獲得することにつながります。

知事、もう一度、新しい地方経済の創生について、知事のビジョンをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今般の地方創生2.0を進める上では、地域固有の資源や強みを最大限に生かした付加価値の高い産業と、魅力的な雇用の場の創出が大変重要であります。

御指摘のとおり、本県は様々な地域資源の宝庫、宝はたくさんあるということでございまして、これをしっかりと生かしていくことが重要であります。

来年度予算におきましては、国において拡充された地方創生に係る新たな交付金等も活用しながら、食品関連産業のさらなる成長に向けた販路拡大や輸出の促進、また豊かな自然や食、伝統文化、大規模な国際スポーツイベント等による地域づくりや観光周遊、さらには資源循環型の農林水産業の展開に加え、先端技術による生産性向上、D Xや半導体関連産業に係る人材育成などにも力を入れることとしております。

これらの取組を官民一体となって力強く推し進め、外貨の獲得や地域経済循環による経済成長はもとより、関係人口や交流人口の拡大、地元への愛着や誇りの醸成にもつなげることで、人口減少下にあっても豊かで活力にあふれ、将来に希望を持てる宮崎を築いてまいります。

○図師博規議員 高付加価値化や6次化でさらに商品の磨き上げをすることは、今語られていくことではありません。宮崎にもまだまだ掘り出してブラッシュアップできる農畜水産物があります。もう一度ギアチェンジして、この地方

創生の波にさらに乗っていくことを期待しております。

次の質問に移ります。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、いわゆる水産流通適正化法が施行され、その法律が本県の養鰻業者に与える影響について伺ってまいります。

この水産流通適正化法は、既に令和2年12月に公布されており、特定第一種水産物としてアワビやナマコの採捕者及び取扱業者の届出は始まっていますが、今年の12月からはウナギの稚魚も適用開始となるため、関係者からその取扱いがどうなるのか不安な声が届いています。

ではまず、この水産流通適正化法において、ウナギ稚魚採捕者及び取扱業者も県への届出が改めて義務づけられることになりますが、その目的と県内養鰻業者にはどのような影響が出ることになるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） ウナギ稚魚の流通は、例えば昨年漁期では、国内採捕量と輸入量の合計14.1トンに対して養鰻業者の池入れ量が16.2トンと、2.1トンの乖離があるなど不透明な流通が課題となっているところです。

このため、密漁品の流通を防止することを目的に制定された水産流通適正化法が、令和7年12月からウナギ稚魚にも適用されることになっております。これにより、採捕者や流通事業者としての届出に加え、漁獲番号の伝達等が義務化される一方で、販売先の制限はないため、これまで条例に基づき県内のみに流通していた県内産のウナギ稚魚が、制度上、県外に流通する可能性があると考えております。

○図師博規議員 県内で採捕されたウナギ稚魚が県外に流出する可能性があるという、ちょっ

と耳を疑うような答弁で、養鰻業者ならずとも不安を抱いてしまいますが、そのウナギ稚魚の流通を監視・適正化するために、県は来年度の当初予算の中に、うなぎ稚魚流通適正化事業という名目で予算化されています。その事業内容について、再度農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、水産流通適正化法の適用に対応するため、当初予算案において、ウナギ稚魚の流通監視等に取り組む事業を計上しております。

具体的には、密漁品の混入を防止するための県独自の取組として、採捕量を正確かつ迅速に把握するために検量場を設置し、採捕者に対するウナギ稚魚漁業の許可の条件に、販売前の検量場への持込みを加えることを検討しております。

県としては、これらの新たな取組に加え、これまで同様、採捕者、流通事業者の取引記録の確認や密猟監視を行うなど、宮崎県内水面振興センターと連携し、しっかり取り組んでまいります。

○図師博規議員 今の御答弁内容では、販売前にウナギ稚魚を検量場に持ち込ませると。それだけで果たして県外流出を防げるのでしょうか。そこでしっかりとした検量をするだけで県内流通の安定につながるのか、私はまだ理解できません。

今まで本県は、全国に先駆けウナギ稚魚の取扱いに関する条例を適用し、罰則規定まで設けてウナギ稚魚の県内安定流通に取り組んでこられました。しかし、この水産流通適正化法は、その県の条例を上書きするような内容になっており、検量後のウナギ稚魚が投機目的で転売されてしまい、県内の流通体制が崩壊してしまうのではないかと関係者は懸念されています。

再度伺いますが、県内採捕、県内でとれたウナギ稚魚の安定供給体制は堅持されと考えていいんですよね。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県内のウナギ稚魚の採捕は、現在、内水面振興センターや内水面漁協組合員等に許可しており、全量が県内養鰻業者に供給されております。

このうちセンターは、県内養鰻業の振興を目的とする法人でありますので、法適用後も従来どおり全量を県内養鰻業者に供給する方針であると聞いております。

また、漁協組合員が採捕するウナギ稚魚については、流通の透明化等に取り組む事業者を認証する県独自の制度を構築する中で、漁協やシラスウナギ協議会の意見を聞きながら、県内養鰻業者への供給の在り方を検討いたします。

県としては、これらの取組を通じて、県内養鰻業者にウナギ稚魚が安定供給されるよう、適切に対応してまいります。

○図師博規議員 ぜひ漁協やシラスウナギ協議会関係者との連携、もしくは今後の協議を密にされて、宮崎県へのウナギ稚魚の安定供給につながる体制整備をお願いしたいと思います。

それでは次に、児童福祉に関する質問をさせていただきます。

本県は、宮崎県社会的養育推進計画を整備しており、またそれに伴い、里親への委託を進めている現状がありますが、現在、保護者のいない児童や虐待されている児童等を保護・養護するために、県内では、21か所の児童養護施設と、1歳から2歳までの乳児を保護する乳児院が2か所運営されています。

先ほど申しました社会的養育推進計画の中では、この施設型の児童養護の在り方から里親な

どの委託に大幅移管することが目的とされ、令和2年から11年の10か年計画で既に5年が経過し、今、計画後期の5年間の内容の見直しが行われているようです。その見直しの内容と、計画の指標の一つである里親等への委託の状況がどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 社会的養育推進計画は、家庭養育優先の原則に基づき、当事者である子供や施設等から意見を聴取しながら、全面的な見直しによる最終案をまとめたところです。

この中では、子供の最善の利益を実現するため、里親等委託の推進をはじめ、子供が自らの意見を表明できるよう支援するなどの子供の権利擁護に係る環境整備のほか、地域小規模児童養護施設や一時保護専用施設の設置等による施設の小規模かつ地域分散化や多機能化などに取り組むこととしております。

また、令和5年度末の里親やファミリーホームで暮らす児童は48人であり、里親等への委託率は11.5%であります。前年からは1.3ポイント増加しておりますが、全国的には低い状況にございます。

○図師博規議員 全国的には低いというよりは全国最下位の数値となっておるんですが、私はその現状が特に悪いとは思わない部分もあります。先ほど言いましたが、宮崎県は他県に比べて児童養護施設等の施設整備が充実している、数も多いんです。ですから、そこで養育されている子供たちがいかに育つかのほうが、私は大事だと思っております。

それでは、現在、里親を指導・育成する役割を担う里親普及促進センターがありますが、このセンターは、どのような体制で、どのような

活動をしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親普及促進センターみやざきの設置・運営は、NPO法人に委託しております。

その業務内容と人員体制は、里親希望者に対する制度説明や県民向けに普及啓発等を行います里親リクルーターが1名、里親登録に必要な研修等を行う里親トレーナーが1名、里親と施設等の関係機関との調整などを行います里親等委託調整員が2名、里親の相談援助等を行う里親等相談支援員が2名の合計6名となっております。

○図師博規議員 6名体制で里親普及促進センターの運営がなされているということですが、来年度からは、里親普及促進センターから里親支援センターとして役割が拡充されるようです。その役割がどう変わるのか、福祉保健部長に再度お伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親支援センターは、児童福祉法に基づく児童福祉施設になりますことから、委託の推進や支援について、これまでの児童相談所を補佐する立場から、より主体的に取り組む立場となり、制度上、人員体制についても、ニーズに応じ基準の範囲内での増員など、柔軟な対応が可能となります。

また、従来の委託業務に加えまして、里親と児童のマッチング、委託児童の自立に向けた進学・就労支援や関係機関との連携など、これまで以上に一貫した体制で包括的な支援を行うこととなります。

○図師博規議員 里親支援センターになって職員の増員も可能になる、もしくは様々な主体的な活動ができるようになるということが、委託

率の向上につながるということを期待しております。

ちなみに熊本県は、既に今年度から里親支援センターを県内3か所に設置しており、24時間365日、里親をサポートする体制を整備しています。

さらに、そのセンターから毎年延べ約300回の家庭訪問を行い、さらに毎年80回程度、複数の里親を集め、里親ミーティングを実施し、里親のためのネットワーク構築に取り組まれています。ゆえに熊本県は、毎年20世帯程度の新規里親が登録され、着実に委託率が向上しています。

本県の里親支援センターは、1か所で里親のサポート体制は十分にできるのか。県土面積が広い本県も熊本県同様、複数箇所の支援センター整備や現存の児童養護施設と連携したサテライト的な支援の拠点づくりが必要と考えますが、福祉保健部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 里親支援センターは、児童福祉法に基づく県の認可が必要となるために、現在、里親普及促進センターみやざきを運営するNPO法人が移行に向けた手続を進めており、人員体制を含め、審査を行っているところであります。

新しいセンターが県内全域で活動することとなりますので、複数の設置については計画しておりません。1つのセンターが主たる事務所以外にサテライトの窓口を設置することは、制度上不可能ではございませんけれども、まずは1か所を拠点として、その機能を充実させることに力を注いでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 いきなり熊本のような体制というのも無理があるのかもしれませんが、広い

県土に24時間365日のサポート体制を構築するのであれば、やはり県北、県央、県南ぐらいのサテライト的な支援の拠点づくりは必要かと考えます。

では次に、児童養護施設でもなく里親委託でもない、子供たちの第三の居場所づくり事業である児童育成支援拠点事業について伺います。

この事業主体は市町村であります。国が3分の1、県が3分の1の事業費を補助し、市町村と連携して事業を拡大することが求められています。この事業は、家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供などを行い、虐待を防止し、子供たちの健全な育成を図ることが目的とされています。

では、この事業の県内における運用状況と今後の事業展開について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対しまして、生活習慣を身につけさせるほか、学習の支援や食事の提供などを行う居場所を提供する市町村の事業です。

県内では、高鍋町が社会福祉法人に委託して実施しておりまして、小学生から高校生までを対象に、民家を活用した居場所の提供のほか、農業体験活動や世代間の交流活動、支援の充実に向けた関係機関との連携会議等を定期的開催しております。

県としましては、実施主体であります市町村に対し、会議の場などを通じまして、事業内容の周知や先進地事例の紹介など、本事業が効果的に実施されますよう推進してまいります。

○図師博規議員 この児童育成支援拠点事業

は、風呂に入っていない子供や歯磨きの習慣ができていない子供などの生活支援をしたり、保護者が宿題を見ることができない子供の学習指導支援をすることに加え、学校まで迎えに行き、食事と入浴まで拠点施設で済ませ、その子の自宅まで送り届けるといった支援ができる事業であります。

家に帰ったら寝るだけです。果たして、家に帰って寝るだけで、家庭で養育しています、育てています、愛情を注いでいますと言えるのでしょうか。なぜ国はそこまでして家庭的環境のほうを重視するのか、私は疑問を抱いております。

大分県で児童育成支援拠点事業を実践している社会福祉法人があります。宮崎県内の児童養護施設に2歳から預けられ、その養護施設から大学に進学し、大分のその社会福祉法人に就職している青年がいます。その青年が、児童育成支援拠点事業に関わりながら感じていることを率直に教えてくれました。

青年の言葉です。「私は児童養護施設で育ち、施設職員の方からいつも変わらぬ愛情を受けながら育つことができました。今、私が支援している子供たちは、親元で暮らしているものの、変わらぬ愛情を受けられていないと思います。安定的な環境こそが子供たちの成長には大切だと思います」。

彼は、児童養護施設を卒園した後、立派な社会人になっている一人です。その彼が、施設よりも一概に里親や家庭復帰させることがよいということではなく、施設職員や里親を問わず、養育者が安定的に継続的に子供に関わることができる仕組みや環境を構築する、いわゆるパーマネンシー保障の大切さを説いてくれたんです。

里親委託や児童育成支援拠点事業の推進も必要なこととは理解しますが、それ以前に、パーマネンシー保障の視点・観点が欠落しない取組こそが優先されるべきと考えますが、福祉保健部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡久山武志君） パーマネンシー保障とは、社会的な養育が必要な子供に對しまして、永続的・安定的な養育を保障するという考え方であり、子供が養育者に安心感や信頼感を持つために、大変重要な理念であると認識いたしております。

子供は家庭で生活することが望ましいですけれども、様々な事情により家庭での生活が困難な子供につきましては、子供の意向や状況等を十分に踏まえた上で、里親、ファミリーホーム、児童養護施設などから、子供にとって最もよい養育先が選ばれるべきであると考えております。

○図師博規議員 一概に里親がいい、家庭復帰がいいという選択肢だけではなく、その子供が健全に育っているか、そこを客観的に俯瞰して見守る、時に指導するという環境づくりのほうに優先されるべきだと私も思っております。

では、次の質問に参ります。

先日、高鍋町に住む中学2年生の女の子の御両親と祖父母の方から御相談がありました。その女の子は、重度の筋萎縮症で車椅子生活をしており、何とか立つことはできますが、手すりにつかまっても10メートルの歩行すら困難な状況であります。この子は、地元高鍋町内の小学校、中学校へと進学し、その子の進学に対応する形で高鍋町は、学校内にスロープと多目的トイレ、そして階段の昇降機——昇り降りをする機械を整備されました。そして、その子は地元

の高校への進学を希望しています。

しかし、その高校にはエレベーターや昇降機は整備されておらず、多目的トイレはあるものの、そこにたどり着くためには複数の段差があり、とても一人でトイレに行ける環境ではありません。もちろん、地元高校への進学には入学試験のハードルを越えなければなりません、そのハードルを越えることができたとしても、高校のバリアフリー化のハードルは、彼女一人の力では越えることはできません。

エレベーターなどのバリアフリー化が整っている高校へ進学するとなると、宮崎市内のほうに行くことになり、往復で約2時間かかるため、農業をされている両親としては、農作業を2時間できなくなることは収入減に直結すると心配されています。

そこでまず、県立高等学校のエレベーター、スロープ及び多目的トイレの整備状況はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校のエレベーター、スロープ及び多目的トイレにつきましては、バリアフリー化や合理的配慮の提供の観点から、それぞれの学校の実態に応じて設置を進めているところであります。

そのうちエレベーターにつきましては、37校のうち11校に設置しておりまして、内訳としましては、宮崎市が4校、日南市が1校、西都市が1校、都城市が2校、小林市が1校、延岡市が2校となっております。

また、スロープにつきましては、玄関受付までを全学校に設置しておりまして、多目的トイレにつきましても、各校1か所以上に設置しております。

○図師博規議員 37校中11校には整備されているということでした。また、スロープは学校入

り口から玄関までは全校に整備ということですが、スロープが玄関先まで行ったとて、教室にたどり着かなければ授業は受けられないですね。

では次に、県立高校において既にエレベーターが整備されている学校は11校あるということでしたが、その整備されるまでの経緯と対応、それらの対象者が入学してきたときにはどのような対応をされてきたのかを教育長に再度伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるエレベーターにつきましては、これまで階段の移動が困難な生徒の入学が見込まれる場合に設置についての検討を行い、整備してまいりました。

なお、設置に際しましては、おおむね1年半の設計及び施工の期間が必要となるため、生徒の入学からエレベーターが設置されるまでの期間は、授業教室を1階に配置したり、介助を行う生活支援員がサポートするなどの対応を行っております。

また、構造上の理由等により、やむを得ずエレベーターを設置できない場合には、さらに階段昇降機を導入するなど、可能な限り生徒が不自由なく学校生活を送れるように配慮しております。

○図師博規議員 実際、障がいがあっても車椅子が必要な方が入学してきた後に整備計画が動き出し、設置に至るまで1年半ほどかかるということでした。その間は生活支援員などがサポートするということですが、やはり早期の着工、早期にバリアフリー化を進めることが大切だと思います。そして、障がいがあってもなくても同じ環境で学ぶことを保障する、つまりインクルーシブ教育の実現は、ハード面・ソフト面が

整って初めて有効となります。さらなる積極的な整備を期待します。

次に、私はPTA役員をさせてもらうようになって、学校運営の内容が今まで以上に具体的に理解できるようになりました。その一つとして、PTA雇用職員の実態があります。これは、PTAがPTA会費の中から事務職員を雇用し、学校事務室で勤務している職員のこと、業務内容としては、PTA活動の事務作業やPTA会費の管理が主なものと思われすが、実態はそうでないところがあるようです。

そこでまず、県立高校におけるPTA雇用職員の配置状況はどうなっているのか、また、PTAが事務職員を雇用している影響で、PTA会費にも格差があると聞きますが、その実態はどうなっているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるPTA雇用職員の配置につきましては、県立高校全37校のうち、現在35校でPTAが職員を雇用しております。その職員数は、令和7年2月現在、県全体で84名となっており、最も多い学校では、5名の職員が雇用されている状況であります。

各校が保護者から徴収している金額につきましては、その内容や徴収対象者は多岐にわたって、生徒の部活動を支援する費用などを含めたPTA関連費は、おおむね安いところで月額2,500円、高いところで6,500円となっております。

○図師博規議員 多いところは1校でPTAが5名の事務職員を雇用しており、PTA会費の格差も大きく、年間にすると5万円ほども格差があるという御答弁でありました。

先日、都城の中学校のPTA雇用職員が、保

護者117人の預金口座から徴収する必要のない費用の不正処理を行い、学校口座に入金させた容疑で逮捕されたり、鳥取県では、PTA雇用職員が保護者から集めた補助教材費などの学校徴収金335万円を着服したことが事件として表面化しております。

これらの事件は、学校事務において、学校事務職員とPTA雇用職員の業務分担が曖昧となり、公金及び準公金の取扱いや生徒及び保護者の個人情報管理がずさんであったことが発端となっています。もちろんこのようなケースはまれであると思いますが、実際の学校事務において、学校事務職員とPTA雇用職員はどのような業務分担がされているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校における学校事務職員の主な業務内容は、給与・諸手当や旅費に関する事務、施設等の整備やその維持管理に関する事務などとなっております。

一方で、PTA雇用職員につきましては、PTAの会計・行事に関する事務が多岐にわたっておりまして、学校の実態に応じて、朝課外など課外費に係る会計事務や売店事務などに従事している状況も見られます。

学校における教育活動とPTA活動は明確に区別しにくく、また、学校事務職員とPTA雇用職員は共に事務室内で業務をしていることから、その業務分担が曖昧になることが懸念されます。このため、雇用契約の際に、職務の内容を明確にして従事させるよう、今後とも事務長会等を通じて改善を図ってまいります。

○図師博規議員 今御答弁があったとおり、曖昧になりかねない環境にあるので、その指導体制は大変必要であります。

続けて、学校事務において、準公金、そして

P T A会費の取扱い、またその管理体制はどのような分担になっているのか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校におけるP T A会費につきましては、学校の職員とP T A雇用職員が連携・協力しながら処理しております。その目的や使途については、P T A総会等において、保護者へ十分な周知や説明を行い、承認を得て執行しております。

また、その取扱いにつきましては、事務長を出納責任者とし、会計担当者への指導・監督をはじめ、預金口座の通帳や届出印を別々に管理するなど、宮崎県教育委員会が定めた準公金等取扱規程に基づき、公金に準じて厳正に取り扱っているところであります。

○図師博規議員 では、P T A雇用職員が、保護者の預金口座や、P T A会費や教材費などの未納状況などの個人情報も知り得る職務に当たることになりますが、生徒及び保護者の個人情報の管理体制はどうなっておりますか、再度教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） P T A雇用職員の個人情報の取扱いにつきましては、各校、雇用契約時に守秘義務を課しているほか、管理職による説明を行っております。

また、日頃から、事務長や事務室の職場研修、いわゆるO J Tにおいて、個人情報管理の指導を行っております。コンプライアンス研修を受講させるなどの対応をしている学校もございます。このように、個人情報管理につきましては徹底しているところであります。

○図師博規議員 同じ事務室内に学校事務職員とP T A職員が勤務されていて、それが常態化しています。事務作業や会計処理作業が連携・協力の名の下に混同されないような指導・管理

を徹底してください。

そもそもP T A雇用職員は配置しなければならないのでしょうか。鹿児島県では以前からP T A雇用職員の配置はありませんし、熊本県でもP T A雇用職員は廃止する方向が出されています。本県も再度、学校事務の業務内容を整理し、P T A雇用職員に頼るのではなく、学校事務職員の増員をして、保護者のP T A会費の増大を止めるべきだと私は考えます。

ある教育関係のジャーナリストは、このP T A会費で雇用している事務職員の現状を隠れ教育費であると指摘しています。

では、その指摘に関連して次の質問に移りますが、スクールカウンセラーの配置に関して、P T A会費が充当されているという実態があるようです。県立学校において、どの程度スクールカウンセラー配置にP T A会費が充てられているのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校において、よりきめ細やかな相談体制とするために、教育委員会が配置しているスクールカウンセラーに加えまして、P T A会費を活用して独自にスクールカウンセラーを雇用している県立学校数は、県立学校50校のうち、昨年度は8校、今年度は5校であります。

なお、活動時間の合計は、昨年度429時間、今年度は1月末現在で205時間です。

また、県教育委員会では、今年度、日本一挑戦プロジェクトにおける不登校等対策強化事業の取組の一つとして、スクールカウンセラーを大幅に増員し、小学校をはじめ、全ての公立学校へ配置を拡充しております。

○図師博規議員 今年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを大幅増員されているということなんですが、じゃなゼ

P T Aが雇用しているスクールカウンセラー等の改善につながらなかったのか、教育長、再度お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今の御質問に際しましては、恐らく学校におきまして、より細かに対応したいという状況がおりになったのかと存じます。

○図師博規議員 では、その課題を改善するにはどういう取組が必要でしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 恐らく学校におけるスクールカウンセラーの役割につきましても、事前の予防的な措置にもう少し関わらせたいとか、その後の対応について、もう少しきめ細やかに専門的な助言をいただきたいとか、そういった細かな事情によるものと思っております。そこを改善するに当たりましては、学校と情報を十分に共有しながら、今後の改善について協議するしかないと考えます。

○図師博規議員 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも重厚な人員配置になりつつありますので、ぜひP T A会費で雇用しているところに加配するなど、調整機能を十分果たしていただければと思います。

では続きまして、ちょうど1年前の定例議会でも取り上げました生理の貧困について伺ってまいります。

そのときは、生理用品の購入の予算化がされおらず、生理用品購入の際には需用費の中から流用するため、ほかの必要物品購入に支障を来している実態があることを指摘させていただきました。その後、どのような対応を教育委員会としてされてきたのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の生理用品につきましては、令和3年度から配備を開始しておりまして、毎年、各学校の配備の有無や

場所、状況等について調査しております。

令和6年度は新たに購入予定数の調査を行いまして、一番多い学校で年間約1万6,000枚であり、合計は約6万枚でありました。

また、社会福祉協議会等関係団体からの生理用品の提供の有無や、各学校における予算確保の状況についても調査しており、より詳細な実態把握に努めてきたところであります。

○図師博規議員 6万枚ほど購入する必要があるという調査をしていただいたそうです。1年前にも取り上げましたが、生理用品の確保をする上で、防災用に備蓄している生理用品には使用推奨期限があるため、廃棄される前に危機管理局と連携してはどうかと提案させていただきましたが、動かれましたでしょうか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 災害用に備蓄されている生理用品の活用につきましては、県立学校における活用が可能であるか、昨年7月に危機管理局に相談したところであります。その際、実際に防災庁舎内備蓄倉庫に行き、その生理用品の規格や品質の確認を行うとともに、活用できる数量を把握したところであります。

○図師博規議員 その教育委員会の動きを受け、危機管理局はどのような対応をされるのでしょうか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 使用期限が近づいた備蓄品につきましては、できる限り廃棄する物資を少なくするため、公益性の高い団体へ配布しており、これまでも消費期限が近づいた食料等の備蓄品について、N P O法人や福祉関係団体等の求めに応じて提供を行ってきております。

今回、教育委員会から相談のあった生理用品についても、同様の考え方により、現在備蓄している約5万枚を、メーカーの使用推奨期限や

品質を確認した上で、順次提供することとしております。今後とも、備蓄品の適正管理に努めてまいります。

○図師博規議員 すばらしい連携だと思います。しかし、危機管理局から提供される生理用品だけでは、学校側が必要とする枚数を確保することはできません。来年度の生理用品の配備についてはどのような対応をされるのか、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和7年度の生理用品につきましては、昨年10月に、全県立学校に対して使用見込み枚数についての調査を行いました。その結果、必要総数が約6万2,000枚で、そのうち約1万6,000枚は、使用推奨期限を迎える災害用に備蓄されている生理用品を活用し、残りの約4万6,000枚を購入する予定としております。

また、生理用品に係る予算につきましては、これまで、県立学校配分予算の需用費のうち、医薬品費の中で対応しておりましたが、令和7年度は別途、生理用品の購入費用分を計上し、県立学校配分予算を増額することとしております。

今後とも、危機管理局と連携し、災害備蓄品の有効活用を図りながら、生理用品の配備について適切に対応してまいります。

○図師博規議員 今の御答弁を受け、学校の保健室の先生方は非常に安堵されていると思われます。今まで、必要な物品、ほかに買わなきゃいけない物品の予算を削って、生理の貧困対策に充てられてきたわけです。本来であれば、これは国が予算化すべき内容だと思います。国にもしっかりと上申していただくことを希望いたします。

今回の答弁で、現場の環境がよくなることを

大いに期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の齊藤了介でございます。質問に入る前に少しお話をさせていただきます。

私は11月定例議会の途中、突然左目に異常を感じまして、診察を受けて直ちに入院、手術ということになりました。その際に、議長をはじめ議会の皆様、当局の皆様、そして何より県民の皆様に、議会に穴を空けたことをおわび申し上げます。

そして、8日間、入院している間、当然オペをしてくださったドクター、そして看護師さん、お世話になった皆さんに感謝をしたんですけれども、何が一番楽しみだったかというと、3回の食事です。そこの病院は、病院の中で御飯を調理されていて、朝、昼、晩、温かいお米、そして温かいおみそ汁、お肉、魚、野菜と、どれも本当においしかったんです。

私は、基本的に御飯を食べるときは必ず手を合わせるようにしているんですけれども、その病院で8日間手を合わせて、本当にいただきますという気持ちで食事をしましたし、あと目の手術をしたということでシャンプーができなかったんです。冬でしたから、まだ夏じゃなくてよかったんですけれども、だんだん頭がかゆくなってきて、看護師さんにその話をしたら、5日目のときに、看護師さんがこそっと呼んで洗ってくださったんです。そのときもありがたいなと思って、実は病室で読んだ手記が非常に私の心に落ちたので、ちょっと紹介させていただきます。

ジャーナリストの井上和彦さんという方が書かれた文章で、

「感謝」——現代日本社会から消えてしまった言葉の一つではないだろうか。

あれがない、これが足りぬ、と現在日本社会には不平不満だけが渦巻くようになってしまったようだ。「足るを知る」という古来日本人が美德としてきた慎ましく謙虚な観念が消え失せ、私欲を満たせぬものには、容赦なく不満をぶつける社会になってしまったように思えてならない。貧しくとも戦前の日本人はかような不満を口にするには「恥」として慎んだ。日本人はいつからかくも幼児化したのだろうか。

かつて大東亜戦争を戦った将兵の口からは、「私が今あるのはあの指揮官のおかげ」「部下の立派な働きがあったからこそ」「あの厳しい軍隊生活のおかげでどんなことにも耐えられる」などと感謝の言葉ばかりが並ぶ。

あの過酷なシベリア抑留を経験した兵士の口からも、ロシア人に対する恨みつらみの言葉よりも、むしろ極寒の地でいかに生き延びたかという苦労話と共に、あの過酷な抑留経験がいかにその後の人生に大きな影響を与えたかということを語る人も多かった。だがこれが戦前の日本人の偽りのない素直な心持ちであり感覚だったのである。先人たちは逆境を見事に克服し、その逆境に感謝する計り知れない度量を持っていた。

特攻隊員もまたそうであった。彼らの遺書には、これまで愛情をもって育ててくれた両親への感謝、自分自身が生まれ育った郷里への感謝などが綴られており、そうした至純の言葉に涙する人も多いことだろう。

日本軍人は強かった。それは将兵らが憤怒で戦ったからではない。彼らは感謝を胸に

戦ったからである。

戦後日本人は多くのものを失った。その最大のものがあらゆることに対する感謝の気持ちではないだろうか。

怒りの涙は我慢すれば耐えられる。だが湧き出る感涙は抑えられない。だからこそ憤怒の言葉よりも感謝の言葉や感動が人を動かすことができるのだ。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 番、選択的夫婦別姓についてお伺いいたします。

国会におきまして、選択的夫婦別姓に関する議論が盛んになっておりますが、知事は選択的夫婦別姓についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下は質問者席で行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、現在の夫婦同姓制度は、改姓した側にとって、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティーの喪失などにつながるという意見がある一方で、選択的夫婦別姓制度については、家族間で姓が異なることによる家族の一体感や子供への影響を懸念する声もあります。

このような中、国では、住民票やマイナンバーカード、運転免許証等の公的証明書について、旧姓併記を可能にするなどの取組が進められております。この問題については、それぞれの置かれた立場や事情などを背景に、様々な論点があるかと考えております。

私の父は養子であります。河野家具店を創業した祖父母に恵まれた子宝が6人姉妹でありましたので、家業を継ぐために末娘である母が養

子を取ったということであります。

父親の旧姓が岡野だけに、似たような名前です。河野家具店に河野さんと岡野さんが混在するのなかなかややこしいこともございますし、妹や弟と姓が異なると、それも違和感も感じるところでありますが、それは、名前を冠したこういう商店を営む私の家族について、現行制度を前提として考えるときに、そのような思いを抱くからでありまして、今の夫婦同姓制度が明治からの制度であるということ、また世界に目を転じると、日本だけがこのような制度を取っているということを考えると、多様な在り方というものについてしっかりと議論を進めるべきではないかと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、様々な課題や論点が見えてくるところであります。

民法の改正を伴う選択的夫婦別姓制度の導入につきましては、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題でありまして、国が実施する世論調査でも意見が分かれております。一人一人がこの問題に関心を持っていただくとともに、国会において十分に議論を重ねていく必要があるものと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○齊藤了介議員 私もこの件につきまして、いろんな方に御意見をお伺いする中で、選択的という言葉から、自分はそれは選択しないけれども、それを望む人がいたらいいんじゃないかという声が非常に多いことを感じております。

ただ、私は、これは個人の問題ではなくて、日本の社会全体に大きな影響を及ぼす大問題と受け止めておりまして、といいますのが、夫婦別姓の子供は両親のいずれかと強制的に親子別姓になりますし、兄弟ができれば兄弟別姓になる、言わば家族別姓ということです。

第三者からは、結婚している夫婦なのか、実の親子なのか、実の兄弟なのか非常に分かりづらくなりますし、そのために、地域や学校等でそれを証明するための様々な手続が必要になります。夫婦別姓の子供は、姓をどちらかに決めなければならなくなります。夫婦だけでなく双方の実家同士で争いになる可能性もあるんじゃないでしょうか。

婚姻して何年もたっている同姓夫婦も何らかの選択を迫られ、別姓を選択したその子供も、父親、母親のどちらの姓にするか決めなければならない、またここでも余計な争いの種を生むんじゃないかと思っております。

別姓の夫婦が増えていきますと、恐らく離婚率も上がっていくでしょうし、現在の戸籍制度が壊れ、そして、いずれ個人単位の個の戸籍になってしまうんじゃないか。戸籍も夫婦と未婚の子から編さんされており、姓は単なる個人の呼称だけでなく、夫婦と未婚の子供を対象とした家族としての呼称であります。

家族は単なる個人の集合体じゃないと思っております。家族とは、夫婦の助け合い、子供を育てることを根本とした生活共同体であり、そこに属するメンバーに共通の姓を設けることは、共同体としてのチーム名であり、まとまりを強くするものであります。個人の自由や権利を重視し過ぎることは、個人の自由が優先される代わりに、家族の支え合いが弱くなり、結果として家族がばらばらになるんじゃないか。そのときに最も不利益を被るのは、家族からの支えが必要な子供たちです。

不便さは、旧姓の通称使用を広げることで解消されると私は思っております。ただでさえ我が国は少子化や人口減少で大変な状況であるのに、家族をばらばらにさせ、少子化をさらに加

速させるようなことはすべきじゃないと思っています。

家族は、社会の平和と安定を築く最初のコミュニティで、その核となるのが夫婦じゃないでしょうか。個人の不便さを理由に、先人たちが築き上げてきました日本の伝統的な制度を壊してはならないことを申し上げまして、次の質問に移ります。

2番、インフラの老朽化対策についてお伺いします。

1月28日、埼玉県八潮市にて、突然目の前の道路が陥没し、トラックを止めることも避けることもできなかった運転手が、トラックもろとも穴に落下し、いまだ見つかっていない衝撃的な事故がありました。

先日、今村光雄議員をはじめ数名の議員さんが下水道管に関する質問をされましたので、私は、トンネルと橋梁について、宮崎県でこういったインフラの老朽化による事故があつてはならないという立場から質問させていただきます。

2012年、中央自動車道笹子トンネルの天井板のコンクリート板が落下して、車3台が下敷きとなり、9名が亡くなる事故がありました。県内には、国、県、市町村、西日本高速道路株式会社が管理するトンネルはそれぞれ幾つあるのか。同じく県内には、国、県、市町村、西日本高速道路株式会社が管理する橋梁はそれぞれ幾つあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内のトンネルにつきましては、令和5年度末時点で、道路管理者ごとに、国土交通省の管理が60か所、県が125か所、市町村が59か所、西日本高速道路株式会社が19か所の合計263か所になっておりま

す。

次に、橋梁につきましては、国土交通省の管理が569橋、県が2,075橋、市町村が6,854橋、西日本高速道路株式会社が266橋の合計9,764橋となっております。

○齊藤了介議員 特に橋については、1万近い橋があるということです。

次に、県が管理しますトンネルや橋梁について、事故が発生しないための適切な管理が必要と考えられますが、県管理道路のトンネルと橋梁の老朽化対策に対する取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県管理道路のトンネルと橋梁の老朽化対策につきましては、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として、予防保全型の維持管理に取り組んでいるところです。

具体的には、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、5年に一度の目視による定期点検を基に損傷箇所の判定を行い、緊急度に応じた修繕を実施しております。

今後とも、国土強靱化予算も積極的に活用しながら必要な予算の確保に努め、トンネルや橋梁の老朽化対策を着実に推進し、県民の安全・安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 最近、地震が多いので、大きな地震の後の点検もぜひお願いいたします。

県内の市町村の中には、こういったインフラ整備を担っていく技術系の職員が不足し、インフラの老朽化対策が追いついていない自治体もあるのではないかと考えられますが、そういった市町村に対し、県はどのような支援を行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、技術者が不足する市町村を支援するため、各市町村

が個別に行っていた橋梁等の定期点検や長寿命化修繕計画の策定業務を一括して建設技術推進機構が受託する取組を行っております。

このように一元管理することで、市町村職員の負担軽減を図るとともに、技術水準や診断レベルが統一され、効果的な維持管理が行われているところです。

また、市町村職員を対象とした技術講習会や建設技術センターでの専門的な研修のほか、災害発生時には、県職員等を派遣して、現地調査や積算業務など復旧に向けた支援を行っております。

県としましては、市町村におけるインフラの維持管理や災害対応など、今後とも人的・技術的支援を行ってまいります。

○齊藤了介議員 それでは、全国の自治体において、土木の技術系職員が年々減り続け、不足しているようですが、インフラの老朽化対策が年々問題化していく中で、県の土木職を目指す学生等を増やすため、県土整備部では今後どのように取り組んでいかれるお考えか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、当初予算案に計上している「ひなたみやざき土木の魅力発信事業」において、本県出身の学生が在籍する県内外の大学等に職員が出向き、インフラ整備の達成感や地域に貢献する充実感など、土木の仕事の魅力や県職員ならではのやりがいを伝えるとともに、インターンシップへの勧誘や就活イベントなどのリクルート活動を強化することとしております。

また先月、宮崎大学工学部と県土整備部で締結した連携協定に基づき、土木の仕事を志す学生に、出前講座や共同研究等の学びの場を提供してまいります。

今後とも、県の土木職が就職先として選ばれるよう、あらゆる機会を通じてその魅力を発信し、必要な人材の確保に努めてまいります。

○齊藤了介議員 国のほうも、技術系職員の不足ですとか財政難を抱える自治体のために、地域インフラ群再生戦略マネジメントといったものを打ち出して、インフラを市町村の枠を超えて広域連携して維持管理していくといった考え方を持っております。

例えば、一つの市区町村がリードして、複数の市区町村が連携を取り合う、または都道府県がリードして、管内の市区町村と垂直で連携していく。なかなかそれぞれの立場を考えますと連携が難しい現実があるようですが、私はお互いが助け合う宮崎県であってほしいので、ぜひこれを形にしていきたいと思います。

次に、県立美術館についてお伺いいたします。

宮崎県立美術館は、開館30周年を迎え、県立芸術劇場及び県立図書館とともに、本県の文化芸術の拠点として、また文化の灯を発信する重要な施設として、県民に大いに親しまれております。しかし、施設も30年を経過し、照明の不具合や高い場所へ作品を展示する際の作業が危険を伴うことから、展示に苦勞されている話も耳にいたします。

県立美術館における展示室内照明の更新計画はあるのか、また、展示の際の安全性確保の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立美術館の展示室内照明につきましては、現在、LED照明への切替えに向けた設計委託を行っておりまして、今後、計画的に更新してまいります。

また、作品を高所に展示する際は、安全性を確保するために、落下防止柵がついた移動式足

場を使用するとともに、ヘルメットと安全帯を着用するなど、最大限の配慮を行っているところであります。

○齊藤了介議員 昨年、陣軍陽先生の書道展に足を運んだのですが、国内最高峰の展覧会であります日展の書道部門におきまして、県内の諸作家がなし得なかった特選を2度受賞されたり、日展審査員、本県在住者初となる日展会員に就任され、本県はもちろんのこと、国内書道界のために御尽力された先生のようにです。

このように、美術、工芸、書道、写真等各分野で顕著な功績を上げられ、宮崎の文化芸術遺産として次世代に伝えていくべき郷土作家の作品収蔵については、基準を策定すべきと考えます。

また、美術館の作品の収蔵について、県立博物館時代からの収蔵品をはじめ、美術館として収蔵した美術品により、既に収蔵率が高くなっていると伺っております。

県立美術館の郷土作家に関する作品収集の在り方と、収蔵庫の現状及び拡充する計画はないのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立美術館における作品収集につきましては、収集方針の中に「郷土出身作家及び本県にゆかりのある作品」が位置づけられておりまして、瑛九や塩月桃甫などの作品を計画的に収集しているところであります。

また、収蔵庫の現状につきましては、適切な温・湿度管理の下、作品を油絵や水墨画などのジャンルに分け、美術品専用の絵画ラック等に収めることで、今ある収蔵スペースを効率的に活用し保管しております。なお、収蔵庫の収蔵率は現在8割程度でありまして、現時点で拡充する計画はございません。

これからも県民の皆様に親しまれる郷土出身作家の作品収集に努めるとともに、県民の財産である美術作品の保管をしっかりと行ってまいります。

○齊藤了介議員 令和5年6月作成のみやざき文化振興計画を見ますと、「本県出身及びゆかりの作家を中心とした作品・資料等を体系的に収集してコレクションを形成し、良好な状態で保存し次代に引き継ぐ」と記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、半導体産業について伺います。

1月30日、九州の県議会議員が宮崎市内のホテルに集まって勉強会を行いました。このときの講師が、公益財団法人九州経済調査協会、略して九経調と言いますけれども、こちらの常務理事をされている岡野秀之さんで、テーマが「半導体産業を取り巻く潮流と九州～シリコンアイランド九州のポテンシャルと未来像～」ということでした。

ちょうど2週間前、新幹線に関するシンポジウムでもこの方が講演されたわけですが、私も半導体という言葉は何十回、何百回と聞いていますが、改めて説明しますと、電気をよく通す金属などの導体と電気をほとんど通さないゴムなどの絶縁体との中間の性質を持つシリコンなどの物質や材料のことで、情報の記憶、数値計算や論理演算などの知的な情報処理機能を持っており、電子機器や装置の頭脳部品として中心的役割を果たしています。

スマートフォンですとか家電製品、自動車、産業機械、医療機器、エネルギー、言わばデジタル社会を支える基盤となっているもので、今、世界で半導体産業のサプライチェーンを確保する競争が激化しております。熊本県のTS

MC、北海道のラピダス、本県でも、先日、渡辺議員が質問されましたローム株式会社の関連会社、ラピスセミコンダクタ宮崎の第二工場が、国富町でSiCパワー半導体の主力生産拠点として稼働を始めます。SiCというのは、シリコンの「Si」と炭素の「C」で構成される化合物半導体材料のことだそうです。

そこでお伺いします。本県における半導体関連産業の特徴や製造品出荷額、従業員数について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体は、スマートフォンや自動車、医療機器など、私たちの生活を支えるあらゆる製品に組み込まれています。その製造工程は、設計、製造、製品テストという一連の流れがあり、本県はそれぞれの工程を担う企業が全て立地しているという特徴があります。

また、本県の半導体に係る製造品出荷額は、令和5年の国の経済構造実態調査によると、半導体を製造する集積回路製造業が約1,180億円、半導体製造装置製造業が約82億円となっております。

最後に、従業員数は、集積回路製造業が5社、約1,600名、半導体製造装置製造業が10社、約500名となっております。

○齊藤了介議員 今回の質問に当たりまして、セミナーのときに頂いた資料を基にいろいろと質問を考えるんですけども、何せ専門的な言葉ですとか初めて聞く用語ばかりで、議会の図書室に行って、2冊半導体関連の本を読んだのですが、ますます分からなくなりました。

製造工程は大きく3つあって、設計工程、半導体の回路部分を作製する前工程、半導体を完成させる後工程、それから自社でつくらずに開発・設計に特化したファブレス企業、そのファ

ブレス企業から半導体製造の前工程を受託し、前工程用の装置と材料を使用して製造するファウンドリー企業ですとか、本当に奥の深い分野なんですけれども、そこで質問します。

半導体関連人材の育成・確保のためには、多くの県民が半導体について理解していることが重要だと考えますが、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体関連産業は、今後大きく飛躍する分野であると認識しており、人材の育成・確保のためには、半導体に対する県民の理解が大変重要であります。このため県では、大学や企業等で構成する「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」と連携し、半導体の製造工程を説明する県民向けのセミナーや、親子で半導体の特徴を学ぶ体験教室などを開催しております。

また、半導体に興味を持ってもらうため、高校生を対象とした工場見学会や専門家による出前授業の実施に加え、来年度は、都城高専が行う様々な取組への支援を予定しております。

県といたしましては、これらの取組により、半導体に対する県民の理解促進を図り、将来を担う人材の育成・確保につなげてまいります。

○齊藤了介議員 経済産業省の半導体・デジタル産業戦略によりますと、現在約5兆円の国内半導体生産額を2030年には15兆円超に持っていくと、そのように今後市場拡大が見込まれます半導体産業ですが、的確な半導体施策を立案していくには、半導体関連産業に精通した県の職員が必要だと思いますけれども、その考えについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体をはじめとする先端技術産業に携わる職員につい

では、県内外で開催される様々な研修会や展示会への参加、また専門家や関連企業の方々との意見交換などを通じて、専門知識の習得に努めております。

とりわけ半導体産業は、高度で複雑な製造・流通過程に加え、シリコンサイクルと呼ばれる一定周期の景気循環が生じるなど、特殊かつ予測が困難な産業とされており、幅広い情報収集が重要であります。

このため、引き続き研修会等を通じた職員の知識向上に努めるとともに、半導体施策の立案に当たっては、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを構成する宮崎大学や半導体企業、関係団体、また九州経済産業局等としっかり連携を図りながら取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 今の御答弁のとおり、幾ら優秀な県庁の職員でも、こういった専門分野というのは、いろんな機関と連携を取っていきながら、その中で政策判断をしていくということなんだと思います。

最後に、新生シリコンアイランド九州の実現を目指す中で、宮崎県の果たす役割について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先月、九州地方知事会と経済界で構成します九州地域戦略会議で、世界の半導体をリードする台湾を訪れ、その一大拠点である新竹サイエンスパークを視察するとともに、現地の関係者と半導体関連産業の振興について意見交換を行いました。

現時点でも九州は、集積回路の国内における半数以上を占める一大拠点であります。今後さらに世界の半導体のサプライチェーンの中でしっかりと存在感を示し、役割を果たしていくためには、単なる工場立地の場所であると

ということのみならず、研究開発機能を高め、人材育成や研究等の課題について、台湾との連携はもとより、九州各県がそれぞれの特性を生かし、相互に連携しながら、九州が一体となって取り組むことが重要であると考えております。そのために、新生シリコンアイランド九州のグランドデザインも策定したところであります。

宮崎大学におかれては、九州大学を中心とする九州の大学・高等教育機関の連携ネットワークの中で役割を果たしていただいているところであります。

本県としましては、電気自動車の分野などで需要の拡大が見込まれるパワー半導体を製造するラピスセミコンダクタ宮崎第二工場の円滑な稼働をサポートし、その効果を県内産業に波及させていくことと併せて、九州の連携、また産学官の連携の下で、人材の育成・確保や企業間の取引拡大、サプライチェーンの強化に努めるとともに、半導体関連企業の誘致を強力に推進し、九州における半導体産業の振興というものが本県の産業振興にもつながっていくよう、しっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 県民の皆さんにぜひ知っていただきたいんですけども、九州は日本の1割経済、面積、総人口、それから実質域内総生産、小売販売額、電力販売量、建築着工額、入国外国人の数がほぼ1割ぐらいになっているということです。

ただ、その中で1割を超える産業が、農業産出額21%、林業素材生産量24%、漁業・養殖産出額26%、そして知事もお話しされました集積回路生産額55%、半数を超えるということで、九州における半導体関連設備投資による経済波及効果は、2021年から2030年で23兆円規模ですので、本当に大きな産業であります。

一方、経済の面だけではなく、大量の水や電力を使いますし、排水等環境に与える影響も注視していかなければならないというふうに考えております。

最後に、教育についてお伺いします。

まず、働き方改革です。

教師の本分は、目の前の児童生徒への教育であります。しかし、学校現場では、次から次に様々な仕事が増え、本来の児童生徒に向き合う時間が削られている実態がございます。昭和の時代の学校の先生と比べて、今の先生方は明らかに多忙過ぎますが、何が先生方の時間を奪っていると見ているのか、その原因についてお伺いいたします。

また、学校現場における教師や管理職が児童生徒と向き合う時間を確保するために、県の教育委員会としてどのような取組をしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教師の多忙化の原因は、例えば、いじめ・不登校の増加など、子供を取り巻く環境が複雑化・深刻化・多様化していることから、学校に、より丁寧な対応が求められていることが考えられます。また、社会の変化に伴い、情報教育などをはじめとする新たなスキルの習得や研修の必要性が生じていることも要因と言えます。

現在、県教育委員会では、教師が児童生徒と向き合う時間確保のため、スクールカウンセラーなどの専門スタッフを配置するとともに、学校と地域の連携強化のためのコミュニティ・スクールの導入、会議や事務文書の削減、ICT活用による業務軽減の推進等を行っております。

今後も、教師が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるよう、働き方改革に取り組

んでまいります。

○齊藤了介議員 今お話がありましたコミュニティ・スクール——学校運営協議会のことなんですけれども、私もその委員として学校を見ている中で、一つ問題点があります。

限られた時間内で授業参観をするのですが、我々専門家じゃないので、後ろから、もしくは廊下からその様子を見るんですけれども、やっぱり表面しか見られないし、学校の真の課題が見つけられないと。学校現場での先生の困り事ですとか真の課題が何なのか、ここを学校側から協議会に出していただいて本音の話をしない限り、私は形だけの協議会で終わってしまうと思います。

ぜひ教育委員会におかれましては、学校の先生の原点に立ち返って、本来のやるべきことに時間を注げるように、余計なことに時間を使わないよう、そこを応援してほしいと思います。

次に、システムのことについてお伺いします。

教職員が使う児童生徒への指導用タブレットや校務用パソコン等は、市町村単位でそれぞれ支給されているが、機種の違いや使用できるソフトが異なることで、教職員の異動や児童生徒の転校の際に不便が生じています。また、市町村の予算の関係で、スペックの低いものを使っている自治体もあるようです。

県全体を統一させることで、現場での不便さが解消され、ひいては本県全体の教育の向上につながると考えますが、市町村が整備する教職員及び児童生徒用端末を県全体で統一できないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） GIGAスクール構想における市町村立学校の児童生徒や教職員が使用する端末につきましては、市町村の判断

により整備が進んだため、機種は統一されておりません。

令和7年度から本格化する児童生徒用端末の更新に向けては、都道府県が中心となり、各市町村の調達業務を共同で進めるよう国から求められております。

このため、県教育委員会はGIGAスクール構想に関する協議会を設置し、会においては、市町村同士が端末の利活用について情報交換を行うとともに、各機種の機能や特徴についての理解を深めておりまして、一部自治体では、自治体間で同一の機種を選定する準備も進められております。

○齊藤了介議員 県内で転勤・転校しても、先生や児童生徒が余計な時間を使わなくて済むように、引き続きよろしく願いいたします。

県内の小中学校においては、県と市町村が共同で調達・運用を行う統合型校務支援システム「C4t h」が導入されたことで、教職員の負担軽減や働き方改革につながっています。

ただ、年度末に行われますシステムの年度移行処理の間、使用ができないため、現場の学校の先生が困っているということを耳にしました。現場に支障の少ないよう、年度移行処理について、教職員の作業が集中する時期を避けて実施することはできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校の統合型校務支援システムの年度移行処理は、新年度の児童生徒名簿、指導要録、健康診断票などの情報を年度末までに各学校の教職員が入力するのを受けて、業者がシステムへ反映させる作業であります。

新年度当初から教職員がスムーズにシステム上の登録情報を利用するためにも、この作業は

例年、年度末に2～3日かけて行う必要がございます。

年度移行処理の実施に当たっては、事前に教職員向けのオンライン説明会を開催し、業務への影響が最小限になるよう配慮しております。

○齊藤了介議員 早めの通知のほうをお願いいたします。

それから、県立学校の「ミライム」と小中学校の「C4t h」のソフトウェアが異なるため、小中学校のコーディネーターなど県立支援学校とやり取りをしなければならない先生が、ソフトウェアを利用できずに不便さを感じているということを聞きました。

県立学校と小中学校で運用している教職員間での情報共有のためのソフトウェアを統一することはできないか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校では、教職員間での情報共有を円滑に行うソフトウェアとして、グループウェア「ミライム」を平成30年度に導入しております。小中学校におきましては、令和3年度に校務支援システムとして「C4t h」を導入いたしました。これら2つのシステムは、そもそも導入の目的や用途が異なるため、情報の共有は困難であります。

一方、県教育委員会といたしましては、令和5年度から全ての教職員が校種を超えて情報共有できるウェブ上のクラウド環境を整えたところでありまして、既に一部教職員間ではクラウドを用いた情報共有も図られておりますので、今後とも、これらの活用事例を周知してまいります。

○齊藤了介議員 続きまして、不登校についてお尋ねします。

各学校で不登校の児童生徒が増えており、その対応に迫られ、教職員も困っているようで

す。その中で、自宅訪問を積極的に許可してくれる管理職もいれば、その反対の管理職もいて、不登校の対応が学校単位で異なるようですが、各学校で対応が異なるようでは、本県の不登校児童生徒の問題は一向に解決しないのではないかと考えます。

いじめの問題と同様に、県内で統一された不登校対応マニュアルがあると適切な対応ができ、不登校の解消にもつながると考えますが、県教育委員会の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、「生徒指導資料」を全公立学校に配布し、不登校の早期発見や初期対応における支援例をはじめ、家庭や関係機関との連携方法など、不登校対応の在り方について示しているところがあります。

また、各学校では、校長のリーダーシップの下、いじめ・不登校対策委員会等を機能させながら、多様化する不登校の課題に対し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や関係機関とも連携しながら、組織的に対応しております。

今後は、学校におけるさらなる対応の充実に向けて、改めてマニュアルである「生徒指導資料」の活用を周知するとともに、市町村と情報共有を図ることで、県内の教職員と保護者、関係機関が同じ方向性の下、児童生徒、保護者に寄り添った支援をしっかりとまいります。

○齊藤了介議員 勤務地が異なる県内の3市町村の先生それぞれに聞いてみたんですけれども、この存在のことを知らなかったのも、恐らく県教育委員会が作り上げたものが、県内の26市町村教育委員会、そしてそれぞれの市町村教育委員会の下にある学校現場の先生にまだ

届いていないということを感じましたので、徹底のほうをお願いいたします。

次に、学校によっては、生徒指導担当の教員等を配置し、担任に代わって不登校児童生徒の対応を担っている学校もあるようですが、県教育委員会は生徒指導担当の教員をどのように配置しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、学校の生徒指導体制の充実を図るために、学校の規模や状況等を勘案した上で、国や県の加配を活用した生徒指導担当の教員を公立学校へ配置しているところであります。

配置された教員は、組織的に指導・支援が行えるよう、校内での教育相談体制の充実や関係機関との連携を図り、不登校等の未然防止や早期発見対応などに取り組んでおります。

今後も国に対して加配の拡充を求めていくとともに、配置した教員がより効果的に活動できるよう、学校への指導・支援を行ってまいります。

○齊藤了介議員 次に、特別支援教育についてお尋ねします。

県内の小中学校における特別支援学級への入級について、市町村によって対応が異なるため、転校した際の特別支援学級への入級の手続で困っているケースがあると聞きました。

特別支援学級への入級について、どのような基準で判断されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学級の対象者は、その障がいの種類や程度、入級の決定までの手続を国が定めております。

その基準は、例えば知的障がい特別支援学級では、知的発達に遅れがあり、他人との意思疎通に軽度な困難があること、日常生活を営むの

に一部援助が必要であるために、社会生活への適応が困難である程度とされています。

また、入級の決定は、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会において、児童生徒の障がいの状態や保護者の意向を確認するとともに、医師や心理士等の専門的な意見も聴取し、最終的には市町村教育委員会が決定することになっております。

県教育委員会といたしましては、その決定の際、適切な判断が行われるよう、研修会等で助言を行っております。

○齊藤了介議員 次に、高校生海外留学支援事業について伺います。

我が国日本は、島国ということで多くの利点がある一方で、外国と陸続きになっていないことから、世界のことに疎い国民が多いと感じております。

その中で、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」は、米国、アジア、オーストラリアへ海外留学の費用を補助し、ファームステイ等の実践体験や県内の留学生との交流を図る、すばらしい事業でございます。

若いうちに世界に出て外国を知ることは、世界規模で物事を考えられる人材を育成することにつながり、高く評価しておりますが、本事業の留学実践体験研修の成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度の留学研修におきましては、定員の約3倍となる応募があった中、アメリカ、シンガポール、台湾、ベトナムの4コースに80名を派遣し、ホームステイや学校訪問、宮崎県人会の皆様との交流等を行ってまいりました。

帰国後の体験発表会では、「実際に見て感じたからこそ分かったことがたくさんある」とい

う声や、「海外の大学へ進学したい」「世界を視野に、住みよい宮崎をつくっていきたい」という力強い決意が報告されました。

これらの成果を踏まえて、今年度は新たにオーストラリアのファームステイ研修を加え、全5コースに90名を派遣しております。

今後とも、本事業の充実を図り、宮崎を支えるグローバル人材を育成してまいります。

○齊藤了介議員 ぜひこの事業は続けていただきたいですし、何年か先に、この事業で海外に行った子供たちが、例えば県庁職員であったり、例えば農業であったり、いろんな分野で世界を見てきて、そして本県内の業界の中でリーダーとなって頑張ってくれることを想像しながら、私もこの事業を応援していきたいと思えます。

続きまして、授業力向上について伺います。

県内の学校の先生が集まり、授業力の向上に向け研修会を重ねております全国組織、TOS Sのセミナーを見学してきました。私もTOS Sの団体とは15年ぐらいお付き合いをしております。全国の教師が長年の経験でつくり上げた優れた授業の技術を、全国の教師で共有化していこうとする民間の団体で、本県でも県内各会場に指導力の優れた先生を講師に招き、教師が学び合う姿に感銘を受けました。

本県の教師の授業力を向上させていくために教師はどうあるべきか、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供たちは、自分でも気づいていない可能性を持っており、授業の中でその能力が発揮され、成長していく姿と教師は出会うことがあります。そのような子供の可能性を引き出す授業にこそ、授業力はある

と考えております。

しかしながら、授業力は一朝一夕には身につくものではありません。先輩、同僚と議論を交わしたり、質の高い研修や他校の実践から学んだり、主体的に学び続けることによってのみ身につくものだと私は考えております。

県教育委員会といたしましては、キャリアステージに応じて、全ての教師が主体的に学び続けることのできる環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 先ほど話にあったT O S Sなんですけれども、これはTeachers' Organization of Skill Sharingの略でして、東京の向山洋一先生が作り上げた、結構歴史がある日本最大の民間教育研究団体です。

ここは先生方の授業技量検定というのを設けていまして、先生同士が切磋琢磨、授業力を発表し合いながらそういう資格を取っていくということで、国内でも最上位の河田孝文先生という下関の先生がいて、私は3回この先生の話聞いたんですが、この方の授業を、県内の小学校、中学校の先生たちが約50～60名集まって、自分たちが生徒のように河田先生から学ぶ姿を私は後ろから見ていて、本来学校の先生というのは、こうしていつまでも学び続ける方なんだろうと感じました。

その河田先生の授業の中で、命の授業ということで、「命のビザ」を発行された杉原千畝さん、唐沢寿明さんがやられた映画じゃなくて、加藤剛さんが主演された映画を使いながら、子供たちに杉原さんがどんな思いでこのときビザを発行していったかなんかを一生懸命、河田先生が目目の前の県内の先生に話をしているんですけども、私はそれを聞きながら涙が出てきて、こうやって人の心をつかめる授業ができる

先生が増えてくると、本当に学校は楽しくなってくるし、不登校もいじめもなくなるんだなと思いました。

その先生が最後に言われたのが、「どんなに子供たちに嫌われても、子供たちに学力をつけさせるのが自分の仕事だ。教師が子供たちにどこまで学力をつけさせるのかイメージを持ち、小学校で土台となる学力をつけてあげることが自分の使命だ」というふうにお話をされていました。

そこで、最後に知事にお伺いします。

令和5年9月の私の一般質問の答弁で、知事は「教育というものは、大きく捉えると、悠久のときを経て培われた人類の英知を、その存亡をかけて次の世代へと託す営みであろうかと考えている。年を取れば取るほど、知事として年数を経れば経るほど、教育の大切さ、人づくりの大切さを痛感している」と答えられました。

また、長岡藩の米百俵の話がされ、「教育の大切さを語るに、これほどそれを的確に表している故事はないと思う。今、我々が我慢してでも、教育という将来、未来への投資に充てることによって未来を切り開いていこうとする、すばらしい姿勢だと考える。希望ある未来の世界や日本、そして宮崎県を築いていくための最大の財産は「人」である。そのような認識の下に、これからも「人づくり」に力を入れていく」と述べられました。

私もこの話を聞いたときに、宮崎県というのは、すばらしい知事の下で、我々もこうやって日々生きているんだなということで、私も同じように、政治が最も力を注ぐべきテーマは教育、人づくりだと考えておりますので、改めて、本県の将来を担う子供たちに対する宮崎県の人づくりに向けた知事の決意をお伺いいたし

ます。

○知事（河野俊嗣君） 人材の育成は、県民一人一人の豊かで幸せな人生を実現するためにも、そして地域の活力を維持していくためにも不可欠でありまして、教育はその礎となる極めて重要な役割を果たしているものであります。

先日、九州で初めてセーフティプロモーションスクールに認定された、防災教育に力を入れている門川高校において、「命を守るための防災」をテーマに授業を行ったところであり

ます。生徒たちに防災力を高めるために何が必要か考えてごらんということで、少人数のグループに分かれてグループディスカッション、ブレーンストーミングをしてもらったんですが、生徒からは「地域と連携して防災意識の向上に努めたい」、また「実際に被災地を見て自分たちに何ができるのか考えたい」という意見が出され、私も感心したんですが、世代や立場を越えて社会とつながり、他者に貢献したいという気概を感じ、大変心強く感じたところであり

ます。こうした子供たちが進学し、就職した先で、防災の意識というものを伝えてもらう、そのことによって、地域全体として、また防災力が高まるんじゃないかと。子供たちは、いつまでも子供ではないわけでありまして、こういう将来を担う子供を育てていくこと、その人づくりというものがまさに地域づくりに直結していくんだということを感じたところであり、こうした防災というテーマのみならず、先ほど御指摘のありました海外留学も重要なテーマであろうかと考えております。

複雑で予測困難な時代の中、こうした教育を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、社会の様々な

課題解決に自らの意思で、他者とも協働しながら果敢にチャレンジする人づくりを進めることこそが、本県の将来に対する、現役世代である我々の責務だと改めて認識したところであり

ます。現在、県では、子ども・若者プロジェクトの中で、子供たちを支え、夢や希望を後押しする取組を行っております。今後も安心と希望ある未来をつくるための宮崎県の人づくりに全力で取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 2月22日土曜日に、県教育支援センター「コネクト」で、神奈川県の大塚勇人先生をお招きして、命の授業を行っていただいたのを私も聞きに行きました。

そこには県内の学校の先生たちが学びに来られていたんですけれども、大塚先生という方は、以前、私も文教の委員会の中で御提案したんですが、神奈川県の大塚の先生をされていて、昔、スキーの事故で脊椎をけがして、お医者さんからは一生寝たきりか車椅子と言われながらも、学校の同僚の先生や生徒たちから励まされて、必死にリハビリをして、現在、歩けるようになって、麻痺は残っていますが、限られた残りの自分の人生をかけて命の大切さを伝えていこうということで、全国で講演されている先生です。

一生懸命その話を聞かれている先生たちの姿を見たとき、先ほどのTOS Sの先生と重なりましたし、私、一番最初の一般質問で黒木教育長にもお願いしました。県教育委員会と県内の市町村教育委員会が、もっともっとコネクトという言葉のようにつながってほしいというふうに思っております。

今現在、日本は、人口減少という問題を外国人ですとかデジタルの技術で補おうとしており

ますけれども、私は、その前に日本人同士が助け合って生きていくこと、子供たちに、人は一人では生きていけない、お互い支え合って生きていくことを教えていくのが教育じゃないかと思っています。

個人的な思いですけれども、現在の日本を見ておきますと、公（パブリック）と私（プライベート）、個人と全体と言ってもいいんですが、このバランスが崩れてきていて、行き過ぎた個人主義によって全体の調和が壊れ、現在の日本の衰退につながっているんじゃないかなと思っています。

自分が幸せになるためには、自分の周りの社会を幸せにしてあげること、世のため人のために生きていける、この心を教えていくのが教育ではないかというふうに思います。

以上で質問を終わります。今回の質問にしまして、財政課の職員をはじめ、趣旨確認に何度も足を運んでくださった職員に感謝申し上げて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。日向市選挙区1人区の日高博之でございます。通告に従いまして質問を行います。

知事の政治姿勢についてお伺いします。

「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成ら

ぬは人のなさぬなりけり」、御存じのとおり、江戸時代中期の名君として知られる米沢藩藩主、上杉鷹山公の超有名な言葉です。

鷹山は、江戸時代中期に米沢藩の第9代藩主として、困窮した藩財政を再建したことで知られていますが、御存じないかもしれませんけれども、人口減少の危機から救った偉人とも言われております。単なる財政再建というものであれば、当時ほかの藩もやっていたこと。にもかかわらず、鷹山の財政再建や藩政改革が有名なのは、当然それだけの理由があるからであります。

上杉家のルーツは、上杉謙信の時代に始まり、会津に移り120万石を治めていた大大名。その後、関ヶ原の戦いで豊臣方について敗れ、30万石と4分の1に縮小、さらに3代藩主の時代に跡継ぎを決められず、15万石まで減ってしまいます。その最たる原因は、120万石当時の家臣を減らさなかったため出費がかさみ、その影響で借金漬けとなり、藩の信用は薄れ、極度の財政悪化に陥ってしまいます。また、その間、人口も20%以上減少し、年貢収入が減り続け、現在換算で約200億円もの借金を抱えてしまいます。

この状況に危機感を抱いた藩主たちは、若干17歳、日向高鍋藩から養子に迎えられた、当時は上杉治憲という名の鷹山に藩再建の全てを託します。このときの「藩の再興を図り、怠るようなら神罰を受けても構わない」という鷹山の言葉に、改革への並々ならぬ覚悟が分かります。

最初に取り組んだ改革は大儉約です。儉約とは、無駄を省いて出費をできるだけ節約すること、今でいう行財政改革。家臣から反発を受けながらも、自ら率先して規範を示し、

その意義を説明し、納得させた上で実行に移す。「して見せて、言って聞かせて、させてみる」、この言葉からも、鷹山は、ただ上から命令するだけでは人は動かないことを熟知していたと思います。

また鷹山は、節約だけでは藩の再建は成し遂げられないと悟り、風土の特性を生かした事業を次々と起こします。先見的な取組としては、士農工商の壁をぶち壊し、武士の農村派遣、副業化、これにはかなりの家臣たちの反発があったと記されております。

また、赤子養育政策や結婚支援など、福祉の政策に加え、経済政策としては、徹底した地場産品の生産から製造、販売まで手がけて、藩の収入を増やしていきます。ほかにも、防災面、教育面でもたけていたようであります。数年後、鷹山の改革が実り、人口もV字回復を果たしていきます。このように、未来を予測し、適切なアクションを取る先見性は、鷹山が偉人と言われるゆえんであろうと思います。

そして、この改革の根底にあるものは、たとえ藩の再建に向けた行財政改革であっても、その対象となる人々、その改革を担う家臣への愛情といったわりがなくては成功しなかった。民の暮らしを安定させること、そのためには国を富ませなければならない。「富国安民」、これが鷹山の政治理念であります。

現代の日本は人口減少社会の真ただ中にあります。今の日本社会が抱えている課題は、鷹山が生きた時代と重なる部分もあるかと思えます。したがって、鷹山の取組には、その解決に向けたヒントが隠されているのではないかと感じております。

そこで、鷹山公の政治が令和の日本に問いかけるものはどのようなものなのか、知事にその

思いをお伺いいたします。

以降の質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

御紹介のありました上杉鷹山公は、私が最も尊敬する政治家の一人でありまして、その政治理念は、今から14年前、私が宮崎の発展のために政治家を志す決断をした際にも、大きな後押しとなったものであります。

我が国は今、急速に進む少子高齢化・人口減少の影響が顕在化し、長引く物価高により人々の生活基盤が揺らいでいる中、国際情勢も一段と不安定化しており、社会全体を先行きの見えない不安が覆っております。

鷹山公は、当時財政難に陥っていた米沢藩の藩主として、強い信念の下、ただひたすら藩民のために自ら率先して範を示し、幾多の困難にも粘り強く立ち向かい、藩政改革を成し遂げたわけであります。その政治姿勢は、令和の時代にも通じるものがあると考えております。

また、国が豊かにならなければ民の幸せはないという考えの下、産業振興に心血を注ぐとともに、安心して暮らせるための先進的な福祉施策を推し進めました。その根底には、藩民への深い愛情といったわりの心があり、まさに現代の政治家が範とすべきものであると考えております。

私もその政治理念に大いに共感するものであり、鷹山公の姿勢に学びながら、県政を預かるリーダーとして積極的に現場に出向き、県民の幸せを第一に考え、情熱を持って積極果敢に新しいことに挑戦し、安心と希望あふれる未来を切り開いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 どういう答弁が返ってくるの

かなと私も思ったんですけれども、なるほどなという答弁が返ってきたのかなというふうに思います。

今回の令和7年度当初予算は、みやぎの“真価”実感予算ということで、一般会計総額6,680億円が計上されております。私の前回の一般質問における「攻めた施策の構築、踏み込んだ予算措置が重要である」との投げかけに対し、知事から力強い答弁をいただいて、かなり斬新な事業が示されるのではないかと期待していましたが、開けてみるとインパクトが薄いと正直実感しているところでございます。

上杉鷹山を例示して質問しましたが、事業予算は、知事が掲げる政策実現のため、目標を明確にし、宮崎のあるべき将来に向けて実行していかなければならないものだと思います。

予算概要を繰り返し読ませてもらいました。宮崎を前に進めていこうという精神はよく分かります。しかし、何か目の前の1本の木に目を奪われて、その奥の林のこと、森のことが十分に見通せていないような気がします。職員全体が財源に気を取られ過ぎて、斬新なアイデアが出てくる環境にないのではないかと危惧しております。

私は構想力が必要だと思います。構想力とは、自分が経験しないことや、まだ起こっていない未来の出来事について、頭の中で思い描くことです。新しいアイデアを創設する際のヒントが必ず見つかるはずです。また、構想力を高めるには、現状を正しく把握し、分析することも重要です。

県政の繁栄は知事だけではできません。鷹山であっても、彼が目指した改革を支える有能な家臣たちがいたからこそ、米沢藩が繁栄したわけであります。鷹山は民富のための改革に際

し、衆知を集めるという方針の下に、藩民や下級武士からも積極的に意見を求めたことから、身分に分け隔てなく発言の機会を与えられた藩民や下級武士は、意欲的に改革に挑むようになりました。

現代はSNSの時代で、ボタン一つで情報が入るようになりましたが、私は、人と接して人の意見をしっかり聞くことによって、宮崎でしかない斬新なアイデアや事業につながっていくのではないかと感じます。

そこで、県勢発展のため職員の衆知を集める努力は今以上に必要だと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 予算案に対する御指摘、真摯に受け止めているところであります。

私は、県の職員募集に応じて、これから受験をしようとする学生、もしくはその受験生に対して、県職員のやりがいアピールするときに、県職員というものが県内最強のシンクタンクであると、とてもやりがいがあるんだということを申しております。その能力を最大限に発揮すべく環境を整えていくこと、そして県の施策の企画立案・実行に当たりましては、実務を担う職員との対話、意思の疎通を十分図ることが重要であると考えております。

上杉鷹山公が藩政改革を進めるに当たり、従来の身分制度にとらわれず、広く藩民や下級武士の意見を聞き入れて、藩全体の意欲と協力を引き出した衆知を集める方針というものは、今日においても、政策を実現する上で非常に重要な視点であると考えております。組織のトップが常に意識すべきことと考えております。

私も日頃から担当職員との協議において意見交換を行い、予算案の編成過程においては、新規事業を若手職員自ら企画・プレゼンする場を

設けるなど、機会を捉えてコミュニケーションを図り、職員の意見を施策や事業に生かすよう取り組んでおります。

また、庁内の情報共有システムを利用して、折に触れて私の政策に対する思いなどを全職員にメッセージとして伝える、そのような取組も行っているところであります。

私としましては、鷹山公の生き方、その政治姿勢に学びながら、職員からの声を大切にし、政策の実効性を高める努力を重ね、県政のさらなる発展に取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いします。

先ほど職員が最強のシンクタンクということでしたが、知事、もっと下に下りるかして、例えば出先機関にちょっと顔を出すとか、農政水産とか商工とか多分行ったことはあまりないと思うんですけれども、職員を励ますとかいろんな意見を聞くとか、アポイントを取って行くことではないと思うんですよね。せっかくそういう姿勢はあるわけですから、ぜひお願いしたいと思っています。

私は、宮崎県知事河野俊嗣ではなくて、河野俊嗣という人物そのものが県民から敬愛されて、そして職員からも尊敬される知事になってもらいたい、ならなくちゃいけないんです。そして、先ほど言いましたように、令和の鷹山公と後に呼ばれるような存在になってもらいたいんです。だから質問したんです。

4期目折り返しの大事な時期だというふうに初日にありましたよね。そこで、この節目に当たって、宮崎県を前に進めていくんだという覚悟はいかなるものか、それを知事の言葉でお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様には4期目を託していただき、また、全国知事会をはじめ

様々な役職をいただくことによりまして、これまで以上に仕事がしやすい環境にあります。そのことを最大限に生かし、県政の発展に力を尽くしていくことが、これまで支えてくださった皆さんに対する恩返しであり、私の果たすべき役割であるとの使命感を改めて強く感じているところでございます。

人口が伸び、経済が発展する高度成長の時代とは異なり、人口減少が進む中で、成熟した社会というものの、そして宮崎の将来を持続可能なものとするための取組というものが今求められていると考えております。コロナや物価高で影響を受けた県民の生活を早期に回復しながら、将来にわたって安定的に宮崎が発展していくための基盤づくり、今こそ自分が託されたその使命を果たしていく。

先ほど上杉鷹山公のお話もございました。この預かっている藩政というのは、決して藩主のためのものではない、公のものである、そこに力を尽くさなければならない。伝国の辞と呼ばれる藩主の心構えを示す言葉にも、鷹山公の姿勢が示されております。そういった姿勢というものを私も学びながら、しっかりと実績、また成果に結びつけるべく、さらなる努力をするよう、与えられた任期の後半においても努めてまいります。

○日高博之議員 心構えはよく分かりましたので、ぜひ頑張ってもらいたいと、エールを送りたいと思いますが、今、選挙というのは、自民党とか立憲とかがつけばどうのこうのという話ではなくなってきて、どちらかというと、静かなる大衆というか、サイレントマジョリティーという言葉をよく使いますけれども、ふわっとした民意、これがどっちに転ぶかで決まるんですよね。そういったことをしっかり頭に置いて

て、政務活動を行ってもらうように要望いたします。

次に、県立病院の収支計画について伺います。

ちょうど1年前、県立病院に対する一般会計からの50億円の貸付金とともに、今後の県立病院の収支計画が示されました。その内容は、収益向上と費用削減の取組や日南病院の病棟再編など、経営改善の取組を徹底し、令和12年度に純損益を黒字化し、借入金の返済を開始するというものでありました。非常に大きな額の貸付金であり、県議会でも、厚生常任委員会に知事、日隈副知事、加えて総務部長にも出席いただき、慎重に審議いたしました。

ただ、収支計画は本当にかつかつで、現金預金残高がほとんど残らない時期があると書かれております。誰もが、人件費や物価が上がり続ける中で、一度の貸付金で十分なのか、またすぐに現金が枯渇するんじゃないかと心配いたしました。

これに対し執行部からは、「患者数や物価、人件費を厳しく見込んだ実現可能な計画である」、「診療報酬でカバーできない部分は、繰入金増額で対応している」といった説明がありました。なのに、たった1年で収支計画の見直し。近年の状況を見ると、上昇率の鈍化はあっても、下落していくことは想像しにくいわけであります。やはり見込みが甘かったとしか言いようがありません。

そこで、策定から僅か1年で収支計画を見直す理由は何か、また今後の物価等の上昇にどのように対応していくか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 現行の計画は、給与費、材料費について、過去5年間に生じた変

動には十分耐えられるよう積算し、経営改善の取組の効果を考慮して策定しました。

しかしながら、現状は、医業収益が計画を上回る一方で、職員給与の大幅な引上げ、物価の急激な高騰の影響が大きく、6月の診療報酬改定後も、費用の伸びを収益で賄うことができない状況となっています。

このため、現在の取組に加えて、宮崎・延岡病院で収益確保の取組を強化するほか、日南病院で新生児集中治療室の規模適正化等を行うなど、さらなる経営改善に取り組むとともに、昨年末に実施した日南病院の病棟再編の効果を検証し、さらなる再編の必要性を検討してまいります。

○日高博之議員 次に、2月補正予算案において、病院事業会計への繰出金が増額して措置されております。診療報酬では賄うことが困難な、想定を超える人件費や診療材料費等の高騰へ対応するためとのことではありますが、合わせて約12億円と非常に大きな額であります。中でも、診療材料費の増額に対応する繰出金については、収支計画での見込みはどうであったか、また、他の公立病院の状況はどうかといった点も含め、その妥当性について慎重な議論が必要であると考えております。

そこでまず、病院事業における人件費や物価高騰の影響額をどのように算定したのか、また、本県の県立病院への影響は全国の公立病院と比較してどの程度なのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 繰入金につきましては、収支計画の見込みを超える人件費や材料費等の増を計上しています。人件費については、前年度の人事委員会勧告と同程度の約1%増を見込んだ計画と実際の勧告2.81%増との差

に当たる約4.2億円を、また材料費等については、医業収益に対する比率の近年の上昇等を踏まえ、1.6億円増を見込んだ計画と実際の費用増との差、約7.8億円を影響額としています。

この影響の程度を全国の公立病院と比較しますと、医業収益の伸びが平均を大きく上回る一方で、医業費用の伸びは僅かに上回っています。この結果、医業利益は全国が47.8%悪化したのに対し、本県は21.7%の悪化にとどまっています。

○日高博之議員 宮崎県は意外とうまくやっている、努力してやっているということでしょうね。局長、そういうことですね。

次に、財源についての問題です。

繰出金はこれまで一般財源で対応してきていますが、2月補正予算案における診療材料費等の増加分約8億円について、国が物価高騰対策として配分した重点支援地方交付金が活用されています。私たち議員には、地域住民や団体の方から、物価高騰で生活や経営ができない、何とかしてほしいという切実な声が寄せられています。賃上げが物価高に追いつかない現状において、この交付金は、その対策を講じるための貴重な財源であります。繰出金に活用することで、結果として中小企業や農業者への支援を圧迫したのではないかという思いがあります。

そこで、2月補正予算案における繰出金について、重点支援地方交付金を活用した理由を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 2月補正予算案には、病院事業への繰出金を含め、重点支援地方交付金を活用した61億円余の物価高騰対策を計上し、県民が直面している状況や各種団体等からの要望をしっかりと踏まえ、きめ細かな支援に

取り組むこととしております。

病院事業につきましては、病院局長からの答弁がありましたとおり、経営改善の取組により、収入、費用の両面で改善が図られているものの、令和6年度診療報酬改定では賄えない想定を超える診療材料費等の高騰が経営を圧迫しています。

また、国も、公的価格のため価格転嫁ができない公営企業を含む医療機関に対し、重点支援地方交付金による支援を緊急かつ確実に講じるよう各自治体に文書で要請しており、これらの状況を踏まえ、繰出金のうち、診療材料費等の増加分に同交付金を充当しております。

○日高博之議員 まとめの質問になりますけれども、病院事業への繰出金は、補助金を除いて令和以降50億円を超えております。今年度は、今回の補正予算案を合わせると79億円です。病院経営は国が定める診療報酬で収益が決まります。診療報酬で収支を取ることが本来であります。次の令和8年度の改定で現状とのギャップが埋まることを願いますが、やみくもに国民医療費を増やせば、国民負担も増大するという難しい問題もあります。

県立病院は、主に救急、周産期、小児医療といった不採算医療、そして、がん、精神疾患、心筋梗塞、脳卒中などの政策医療を担います。民間病院のように、もうける分野に絞り込むことができません。また、高度医療のためには、高額な医療機器も必要であります。経営改善には全力で取り組まなければなりません。厳しいチェックも必要であります。しかし、自助努力にも限界がある。

県立病院は、適正な規模の繰出金がなければ経営継続はできません。ただ、このまま高い水準で繰出金を出し続ければ、県財政の健全化に

も影響があります。

では、こうした部分を誰がどの程度負担するのか。病院局と知事部局が常に議論していくことが大変重要だと思います。「誰が」の中に、当然国が入ります。必要な規模の繰り出しを安定して行うため、国庫補助金や地方財政措置を国に強く訴えていかなければなりません。

今年度の知事会要望において、50億円の貸付けの経験を基に本県が原案をつくった、公立病院の資金繰り支援のための起債制度が創設されました。本県が直ちに活用するというわけではなく、交付税措置はないが、同じように資金収支が厳しい自治体病院が活用を検討していると聞いております。

「全国のため、宮崎のため」、これは知事会の地方税財政常任委員長としての知事の思いを語ったフレーズであります。小さな一歩であるが、現実には形になった。強い思いを言葉に発して、積極的に行動することで目標は達成されていく。開会日の知事の「万里一空」という言葉にも重なります。

そこで、不採算・政策医療を担う地方の公立病院への地方財政措置の拡充等を国に強く要望していく必要があると思いますが、知事の決意をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどの答弁で、人口減少下にあっても持続可能な宮崎の基盤づくりに取り組んでいくと申し上げましたが、県立病院の経営の安定化と健全化というものも、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくための重要な基盤であると考えております。

本県も含め、厳しい経営環境にある地方の公立病院の実情を踏まえ、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場で全国の声をとりまとめ、不採算地区など条件不利地域を含む全ての

地域において、必要な医療を安定的に提供できるよう、地方財政措置の充実を国へ要望してまいりました。

その結果、令和7年度の地方財政対策として、公立病院の資金繰りを支援する新たな地方債の創設や、不採算地区病院への特別交付税の加算措置の継続などが講じられたところであり、国からの一定の支援策が実現したものと手応えを感じております。

しかしながら、民間病院も同様に今苦しんでおりますが、先ほど答弁申し上げましたように、材料費や人件費等の増加を診療報酬で賄っていないという厳しい状況があることに加え、今議員から御指摘がありましたように、公立病院として不採算部門を賄う必要があると。特に24時間体制が求められます救急や周産期、小児医療などで赤字が拡大するとともに、がん、脳卒中、心筋梗塞などの高度医療に必要な機器、診療材料の費用が増しているという状況にございます。

採算性は厳しくとも、公が担う医療は、一日も欠かすことができない命のインフラであります。本県として、県立病院のPTにより厳しいチェックを行う、内部的にその経営改善に向けてさらに進めるとともに、今後とも、公立病院が安定的に運営できますよう国に強く訴え、全国のため、また宮崎のために尽力してまいります。

○日高博之議員 先ほど言いました、国のため、宮崎のため、しっかりと先頭に立って頑張ってもらいたいと思っております。

それと、やっぱり適正規模の繰出金は議論しないといけません。コロナのとき全く議論していないからこういう結果になるわけです。コロナのときにそういった厳しい積算とかをやって

おけばよかったんです。繰り返しになるけれども、そういうことです。取りあえず適正な繰出金をお願いしておきます。

次に、新幹線について伺います。

令和4年9月、西九州新幹線が佐賀の武雄温泉と長崎との間で部分開業し、沿線自治体は大きなぎわいを見せています。特に長崎駅周辺の100年に一度と言われる再開発は、目をみはるものがあります。

一方で、この西九州新幹線の開業は、九州の鉄道網における東西格差を鮮明にし、本県の新幹線整備が立ち後れている事実を改めて認識する契機と考えております。

こうした全国の新幹線整備の状況や基本計画路線に対する国の方針などを踏まえ、県が本年度ルート調査に取り組み、全体の整備費用や時間短縮効果などを公表したことで、県内の議論が盛り上がってきたことは評価できます。

ただ、公表内容には、新幹線整備に伴う本県の負担が明らかにされておらず、今後、県民が新幹線整備に向けた議論を深めていくには、地方負担がどの程度になるのか、その点を示すことも重要だと思います。

今回のルート調査で明らかになった建設費における本県負担額について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 整備新幹線の建設に係る費用負担につきましては、全体の費用からJRへの貸付料を差し引き、その残りの額を、国が3分の2、地方自治体が3分の1の割合で負担することとされております。

JRの貸付料は、新幹線整備による受益を基に国で算定するため、現時点では明らかではありません。このため、貸付料を考慮せず、各県分を単純に路線延長の割合で分割した場合、本

県の負担額は、日豊本線ルートが約4,900億円、鹿児島中央先行ルートが約1,500億円、新八代ルートが約3,200億円となります。

なお、自治体負担は、現行制度上、その90%まで地方債の発行が認められており、元利償還金の50%から70%の範囲内で交付税による地方財政措置が講じられるため、実質的な負担額は、最大でこの2分の1程度になると考えております。

○日高博之議員 地方交付税による地方財政措置が講じられるなど地方への配慮もあるようですが、現在整備が進められている西九州新幹線や北陸新幹線においても、沿線の自治体などから地方負担の軽減を求める要望があることを踏まえると、やはり地方にとって大きな負担となるものであります。

ただ、地方負担については、全国新幹線鉄道整備法施行令において3分の1と規定されており、抜本的な地方負担の見直しには、法令の改正というハードルがあります。国に対して早期整備を求めることはもちろんですが、並行して地方の財政負担の在り方を見直しについても声を上げていくべきだと考えております。

知事は、九州地方知事会の会長として、リーダーシップを発揮できる立場にございます。そこで、九州地方知事会として、新幹線整備に伴う地方負担について、国に変更を求めていくべきではないかと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 例えば、東海道新幹線などは、全く地元負担なくして整備がされたものでありますし、その後の今の整備新幹線についての地元負担については、先ほど答弁があったとおりであります。新幹線の建設費用について、現在の整備新幹線の財源スキームでは、地

方自治体において多額の財政負担が必要となっておりまして、整備中の北陸新幹線や西九州新幹線においても、整備を推進する上での大きな課題となっております。

今、福井まで延びた新幹線を京都から大阪まで引っ張ってくるのにどれだけかかるだろうかという思いがするわけですし、こうした自治体とも力を合わせながら、その負担軽減を求めていくのは重要なことと考えておりますし、私が会長を務めます東九州新幹線鉄道建設促進期成会では、毎年、東九州新幹線整備の早期実現とともに、地方公共団体の負担軽減のための財政措置の拡充について、国に対し要望を行っております。今年1月に実施した古川国土交通副大臣などに対する要望でも、強くこの点を申し入れたところであります。

九州地方知事会におきましては、国に対し、これまでも、地方の発展を支える社会資本の整備として、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを求めているところであります。議員御指摘の地方の財政負担の在り方の見直しについて、これも大変重要な視点でありますので、九州地方知事会でも議論を深め、国への要望につなげてまいります。

○日高博之議員 ぜひ前に進めるよう、よろしく願いいたします。

次に、物流について伺います。

昨年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用されたことから、物流の効率化と合理化が急務となっております。県では、海上輸送によるモーダルシフトを促進し、陸上輸送からの転換を進めていますが、海上輸送においては、宮崎発の上り荷に対して、宮崎着の下り荷が少ない状況であります。

先月、公益財団法人流通経済研究所が、本県

の農産物と日用雑貨を対象に共同物流の実証実験を行うとのプレスリリースがございました。

これによりますと、日用雑貨の本州から九州への輸送は、福岡県を経由する経路に依存していること、また南九州から福岡への荷物の確保が難しいといった分析もなされているところであり、下り荷を確保する上で参考となる取組ではないかと思っています。

トラック運送事業者の業務効率化のためにも、宮崎を発着する海上航路をしっかりと維持することが重要であり、そのためには、宮崎向けの下り荷をしっかりと確保する必要があると考えます。

そこで、下り荷の確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の海上輸送事業者において、宮崎発の上り荷に比べ、宮崎着の下り荷が少なくなっている要因としては、九州向けの荷物の多くが鳥栖エリアなどの九州北部の物流拠点に集約された後、トラックによる陸上輸送で九州各地に輸送されるという物流プロセスが一般化していることが大きいと伺っております。

海上航路の維持には、上りと下りの双方向での安定的な輸送量を確保することが重要であり、県では、下り荷等確保強化事業により、企業や運送事業者の利用促進に向けた運賃割引等の取組を支援しております。

御質問にありました流通経済研究所の取組は、宮崎カーフェリーの利用を前提に、上り荷として農産物を本州に輸送したトラックを活用して、また、下り荷として九州向けの日用雑貨の共同輸送を行うものであり、この実証実験も参考にしながら、より効果的な下り荷確保の取組について、引き続き検討を実施してまいります。

す。

○日高博之議員 よろしくお願ひいたします。

次に、フードビジネスについてお伺ひします。

県においては、県内で生産される豊かな食料を中心に、県内での加工・製造によって付加価値を高め、外貨を稼ぐフードビジネスの推進をしてこられたところであります。

そこで、フードビジネスのこれまでの取組と成果について、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、平成25年にフードビジネス振興構想を策定し、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域の活性化に取り組んできたところであります。

具体的には、フードビジネス相談ステーションにおいては、年約1,500件もの相談が寄せられるようになるとともに、キンカン、キャビアなど県産品のブランド向上、また牛肉、焼酎等の海外への販路開拓が進み、さらには、ひなたMBAを通してフードビジネスに取り組む多くの人材を輩出してきました。

これらにより、構想策定時と比較すると、令和4年の食料品・飲料等出荷額は、約2,000億円増加し6,134億円に、また、食料品及び飲料の輸出額は、8億円から124億円に増加するなど、成果が着実に現れております。

○日高博之議員 様々な取組に一定の成果が見られたと確認いたしました。

しかしながら、先般、九州観光議員連盟において、宮崎観光ホテルに日向のへべすの搾り汁が売っていたので、私が「おいしいですよ」と言ったら、長崎の議長が「日高君、ちょっと飲ませてみろ。ああ、これいいな。ちょっと見せてみろ。これだから宮崎は駄目なんだよ」と。

いきなり駄目なんだと言われて何かと思ったら、製造は福岡県糸島市と書いてある。何で日向で取れたのが福岡県糸島なのか。瀧砂議長も一緒にいたので、びっくりしていました。実質言えば、そんな感じなんですよ。ほかにもありますけれども。

このように、宮崎の農産物が県外で加工され、販売されている例もまだまだ見られるようであります。本県の豊富な食料がそのまま県外へ出荷され、県外で加工されているといった素材供給型の産業構造は改善されていないのではないかと思います。

県は、日本一挑戦プロジェクトとして、子育てや農林業、スポーツ分野における関連施策を重点的・集中的に展開していますが、これらの取組と同様に、県内産業の活性化、中でも、宮崎の強みである農林水産業を生かしたフードビジネスの推進こそ重点的に取り組むべきであると思います。

そこで、フードビジネス振興構想から策定10年以上が経過した今、フードビジネス推進にかける知事の考えをお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスにつきましては、本県の強みであります豊富な農林水産物を生かし、地域経済を発展させていく上で大変重要な産業であると考えております。

これまでの10年以上の取組の中で、県内産学官金による全県的な推進体制を構築し、県産品の高付加価値化や国内外への販路拡大、食の魅力発信などを通して、フードビジネスの成長産業化に向けた取組を進めておりまして、その結果、フードビジネスという考え方が広く定着し、先ほど答弁申し上げましたように、食料品・飲料品等の出荷額は増加するなど、本県産業の活性化に大きく寄与してまいりました。

さらに近年では、多様な事業者が連携し、新たな商品やサービスを生み出すローカルフードプロジェクトの推進でありますとか、AIやデジタルなど先端技術の導入による生産性の向上、また、本県初となるイスラム圏への牛肉輸出など、新たな取組を行っているところであります。

議員から御指摘のあった事例につきまして、そもそも本県が、様々な農林水産物、優れた素材を供給する県であった。それを加工し、販売し、より付加価値を高めることによって、もっと経済効果を高めていこうという取組を進めてきたところですが、まだまだやるべき課題があるなということを改めて実感しております。

これまで積み上げてきた取組を継続していくとともに、消費者意識や社会環境の変化にも的確に対応しながら、フードビジネスのさらなる飛躍に向けた取組を進めてまいります。

○日高博之議員 知事がまだ足りないなという思いを持っていることに安心しました。今回、みやぎの“真価”実感予算ですので、フードビジネス振興構想も10年経過したから、真価実感予算でどかんとやるのかなと思ったんですけども、今後に期待したいと思います。

次に、福祉行政の放課後児童クラブについてお伺いします。

放課後児童クラブの待機者は、令和6年度389人と過去5年で最多となっており、小学校低学年の子供を持つ保護者には、預け先が見つからなければ仕事を早く切り上げなければならないなど、仕事と子育ての両立で困っている人もいますと聞きます。

また、受け入れる側も、学校施設にはなかなか余裕がなく、場所の確保が難しいとか、子供

たちを見守る人の確保も大変だという話も聞いております。

一方で、民間事業者の中には、自ら場所や職員を確保し、小規模ながらも子供を受け入れたいという意欲を持った方もいるようであり、このような動きを市町村とともに後押しすれば、待機児童の解消にもつながっていくのではないかと考えます。

そのような中、放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業の概要と狙いについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 放課後児童クラブにおける待機児童の解消が喫緊の課題となっております中、市町村においては、空きスペースの確保が困難であることや、児童数の減少により継続的な利用が見通せないなど、新たな開設に向けた課題があると伺っております。

このため本事業においては、市町村に対して、送迎に必要な車両のリース代等を補助して児童クラブの広域化を図るほか、国が定める児童クラブの要件を満たさない小規模な居場所等の確保に係る費用の一部を支援することといたしております。これらの取組によりまして、従来の児童クラブの整備と併せて、200人分の受皿確保を目指してまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

続いて、9月議会の一般質問で私が取り上げた保育士確保の取組についてですが、前回、私は、保育士養成施設で学ぶ学生向け修学資金の貸付けについて、他県では制限の撤廃や上乗せを行っているようでありますが、本県でもこのような側面的な支援が必要ではないかと質問しました。それに対し、執行部から、他県の事例も参考に在り方を検証したいとの答弁をもらいました。

そこで、保育士修学資金の貸付要件緩和の検討状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 経済的事情を有する学生を支援するために、宮崎県社会福祉協議会を通じて行っております修学資金貸付けにつきましては、貸付者のおよそ9割が卒業後、県内の保育施設等へ勤務しております、保育士の確保に大きな効果があると考えております。

そこで、県では、その貸付要件について、他県の状況や緩和した場合の効果を検証いたしました結果、貸付け基準となる世帯収入等につきまして、現在の日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の水準を、来年度から第二種奨学金の水準に引き下げることにいたしました。この緩和によりまして、今年度申請者ベースで約2割に当たる30人程度が新たに対象になるものと見込んでおります。

○日高博之議員 続いて、保育人材の確保についてお伺いします。

子育て環境の充実を図る上で、保育士の確保が大きな課題となる中、修学資金貸付けの要件緩和に取り組んでもらうのは大変ありがたいわけです。このような取組で新たな保育士の育成を伸ばしつつ、既に保育士の資格を持ちながら現場を離れている潜在保育士の再就職支援にも力を入れることが重要であると考えます。

そこで、保育人材緊急確保事業で強化される保育士確保の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では現在、保育士支援センターにおきまして、潜在保育士などと保育施設との就職あっせんや相談支援を行っておりますが、これまでの体制で

は、支援のニーズに十分応えられていない状況がございました。

そこで今回、予算の増額をお願いしております、専門的な知見や保育施設等での実践経験を有する就職支援コーディネーターなどを複数名配置し、潜在保育士などの求職者の掘り起こしやハローワークとの連携のほか、県内外の指定養成施設へのアプローチに取り組むことによりまして、就職あっせん機能の強化を図りたいと考えております。

○日高博之議員 福祉保健部長、いい仕事をしてくれました。満額回答ありがとうございます。

次に、港湾行政についてお伺いします。

日向延岡新産業都市の中核地として役割を果たしてきた細島港周辺は、東九州の産業集積地であり、海路では九州内で首都圏に最も近く、重要な物流拠点となっています。

また、細島港は、国内有数の森林資源を有する入郷地域を背後圏に持つこともあり、近年、木材輸送の一大拠点となっていますが、さらなる林産品の取扱量増加や工業の発展のためには、新たな岸壁や臨海部における用地の確保も重要であります。

入郷地域と細島港を結ぶ国道327号永田バイパスの整備も着々と進められているところですが、地域経済のさらなる発展のためには、高速道路や国道327号など主要路線の整備に加え、そこにつながる港湾の施設をさらに充実させていくことにより、ストック効果を発揮させることが重要と考えます。

そこで、細島港におけるこれまでの取組と今後の方針について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 細島港におい

ては、企業の進出や周辺道路の整備効果もあり、木材などの貨物が増加傾向にあることから、県では16号岸壁を整備してきており、今月竣工する予定であります。また、国においても、貨物船の大型化に対応するため、19号岸壁の整備が進められているところです。

このような中、地元からは、新たな工業用地の確保につながる18号岸壁などの整備を求める声も寄せられております。

県としましては、国や日向市、関係事業者と意見交換を行い、ニーズを把握するとともに、企業の誘致や貨物量の増加につながるポートセールス活動を展開するなど、細島港のさらなる整備に向けた取組を進めてまいります。

○日高博之議員 お願いします。3月16日は16号岸壁の完成式があり、知事、港湾局長も来られるということで、しっかりとそこでは盛り上がりを見せるような挨拶をしてもらいたい。よろしく願いいたします。

次に、河川パートナーシップについて伺います。

河川パートナーシップ事業とは、自治会などの団体が県とパートナーシップを結び、地元の川に愛着を持ち、河川環境を守っていくことを目的として、県が管理する河川の草刈り等を実施し、その草刈り面積や回数に応じて報償費を受け取る事業であります。

この事業による効果ですが、河川の環境や景観保全は当然のこと、地域の皆さんで草刈りを行っていただくのですから、地域の活性化に加えて、不法投棄の抑制、治安維持などにもつながっていますので、その効果たるや多岐にわたっており、県がこれからも必要としている住民同士のコミュニティーの強化による住民と県の協働を深めていくためにも、非常に重要な事

業であると思っております。

そこでまず、河川パートナーシップ事業のこれまでの取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川パートナーシップ事業は平成17年度に始まっており、草刈りの面積や回数に応じた報償費の見直し、傷害保険への加入などの取組によって、令和5年度には、741団体、草刈り面積486ヘクタールと、いずれも開始当初の10倍以上の規模となっておりますが、ここ数年は、団体数、草刈り面積とも一定数で推移しているところです。

また昨年度、活動団体へアンケート調査を行い、参加していただいている方々の年代構成や作業実態、御要望等を伺ったところであり、この結果を踏まえ、物価上昇等も考慮し、今年度、報償費を約1割増額したところです。

○日高博之議員 ありがとうございます。草刈り面積が486ヘクタールに及ぶとのこと、驚きましたね。東京ドームでいうと104個分、それも斜面、のり面ですよ。これを県が発注する業務委託で行えば、4倍と相当な費用になるでしょうから、河川管理にとっては、なくてはならない事業となっているのではないのでしょうか。

今年度、草刈りによる報償費を増額したとのことですが、人口減少社会を迎えた今、高齢化が進み、今後5年、10年先には、報償費をさらに増額しても担い手の確保が厳しくなるのではないかと心配しております。

そこで、河川パートナーシップ事業を今後も継続していくための取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 議員御指摘のとおり、近年、参加者の高齢化が進んでおり、

また猛暑日の増加などにより、草刈りの作業環境は厳しさを増していることから、今後も事業を継続していくためには、参加者の負担軽減を図っていく必要があります。

このため、作業の省力化を目的に、令和2年度より自走式草刈り機の導入を進め、現在、5つの土木事務所に合わせて16台を配備し、希望する団体に貸出しを行っております。

また、作業の安全性の向上とさらなる負担軽減を図るため、無線により遠隔で操作する草刈り機の導入に向け、検討を進めているところであります。

今後とも、良好な河川環境を確保するため、活動団体からの御意見も伺いながら、河川パートナーシップ事業を推進してまいります。

○日高博之議員 次に、私学振興についてお伺いします。

私立高等学校の授業料無償化についてであります。

私立高等学校の授業料無償化については、先日、自民・公明・維新の3党において、就学支援金に関する所得制限の撤廃等について合意がなされたところであります。これまで私立高等学校に対する国の就学支援金については、世帯収入に応じて段階的に支援額が定められており、その支援額に大きな差が生じていたところであります。

東京都や大阪府など各自治体においては、この差を埋めるため独自に上乗せ支援の制度が設けられており、独自の支援がない自治体との格差が生じるなど、地域により世帯が負担する授業料が異なる状況であります。

本県においても、一部低所得者への上乗せ支援はあるものの、他の自治体と比較すると支援が手薄という印象で、県議会においても何度か

質問が出ており、県としては国への要望を行っていくとのことであります。

そこで、私立高等学校の授業料無償化について、県としてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立高校生に対する授業料支援につきましては、国の就学支援金制度によって実施されておりますが、その所得制限の撤廃や支給上限額の引上げについて、御質問にありましたとおり、先日、3党間で合意がなされたところであり、今後、国において合意を踏まえた検討が進められるものと聞いております。

県としましては、これまで、所得制限を撤廃し、授業料の無償化を進めることについて、全国知事会を通じて国に要望を行ってきたところであり、今回の3党合意については、家庭の経済状況にかかわらず、高校教育を受ける選択肢の幅が広がることにつながるものと認識しております。

一方で、全国的には、公立学校離れなどを懸念する声があることも承知しております。

今後、具体的な制度設計がなされるものと認識しておりますが、いずれにしましても、国において必要な財源が確保され、この制度が安定的に運用されることが重要であると考えております。

○日高博之議員 宮崎県の私立高等学校については、この授業費への支援のほか、経常費への助成についても、地方交付税措置や国の補助などがあり、支援がなされております。授業料の無償化に伴い、経常費助成が減額されることがないように、国に対して要望をお願いしたいと思います。

次に、公私立高等学校連絡協議会についてで

あります。

この公私立高等学校連絡協議会は、これまで公私立高等学校の定員調整を中心に協議が行われてきたところですが、人口減少が加速化するなど社会情勢が大きく変化する中、公立も私立も含めて、県内の高等教育を維持することは喫緊の課題であります。

こうした課題の議論を行う場について、例えば、仮称ですが、「宮崎県の高等学校の将来を考える審議会」のような会議を開催し、様々な関係者を交えて議論が行われる場があってもよいのではないかと考えております。

9月の一般質問において、公私立高等学校連絡協議会におけるさらなる議論の活性化について質問したところでありますが、その後の取組や今後の対応について質問いたします。

先ほど総合政策部長に私立高等学校授業料無償化について質問しましたが、この制度改正により、私立高等学校を選択する生徒が増え、公立離れが進むなど影響もあるのではないかと考えます。このような状況を踏まえますと、公私立がその役割や連携について議論していくことは、さらに重要になってくると考えております。

そこで、公立学校と私立学校の議論の活性化について、県としてどのように取り組んでいくのか、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 公私立高等学校連絡協議会における議論の活性化につきましては、お話にありましたとおり、9月議会において日高議員から御提言いただいたことも踏まえ、昨年12月に、県教育委員会と私立中学高等学校協会との意見交換会を初めて実施したところであります。

意見交換会におきましては、「児童生徒が減

少する中における今後の本県教育の在り方」や「生徒募集における課題や工夫」を議題に、教育の質や機会の確保、生徒募集の時期や方法などについて、活発な議論が行われました。

このような中、先ほど御質問にありましたように、高等学校の授業料無償化といった、今後の教育の在り方に影響を与える新たな状況変化も生じてきております。

本県教育を考えていく上で、また少子化の中、公立と私立が議論を深めていくことは、今後ますます重要になってまいりますので、今回の意見交換会を踏まえ、引き続き、公立と私立の意見交換の充実に向けて検討してまいります。

○日高博之議員 この役割や連携をさらに深めていかななくてはならないということで、日隈副知事がこの協議会に出席して、そこでまとめ役となってやるのが何よりも重要なことでありますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。

続きまして、奨学金の返還支援についてお伺いします。

本県の専修学校及び各種学校卒業生の地元就職率は70%にも及び、地域の専門人材輩出に大きく貢献しています。専門学校は、地元高校生の進学先として定着しており、若者の県外流出の歯止めにも一定の効果を有するなど、本県の人口減少対策にもつながっているものと考えます。

県では、若者の県内定着を促進する事業として、ひなた創生のための奨学金返還支援事業を官民共同で実施しています。

そこで、ひなた創生のための奨学金返還支援事業の概要と活用状況について、専門学校卒業者の活用に係る内訳も含め、総合政策部長にお

伺いたいします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本事業は、県内企業等と連携し、県内に就職した若者の奨学金返還を支援することにより、本県の将来を担う若者の県内定着を図ることを目的に、平成29年度から実施しております。

大学卒業者の場合は最大100万円、専門学校卒業者の場合は最大50万円を支援額として、就職して1年、3年、5年経過後の3回に分けて交付しており、その財源として、企業版ふるさと納税や、採用した県内企業からの負担金を活用しております。

令和5年度までに300名、うち専門学校卒業者38名を支援対象者に認定し、今年度は96名、うち専門学校卒業者14名に対して支援金を交付しております。

引き続き、県内企業や学生等への周知に努め、積極的な活用を促すことで、若者の県内定着につなげてまいります。

○日高博之議員 やっぱり周知や活用が足りないんですね。その辺はしっかりとやっていかないといけないですよ。これは行政側もですけども、専門学校もやらないといけないですよ。今日来ていると思うんですけどね。

最後になりますけれども、専門学校は、実践的な職業教育、専門的な技術教育を通じて、地域コミュニティを支える重要な人材を育成しています。そうした実践的・専門的な教育を修了した学生の地域コミュニティに対する貢献度は、大卒者と遜色はないと考えます。奨学金返還支援事業は、こういった若者の県内定着を図る上で、非常によい取組だと考えております。

そこで、専門学校卒業生をはじめとする若者の地元定着をより一層図るため、奨学金返還支

援制度の充実が必要と考えるが、県の見解を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 専門学校等卒業者は、約7割が県内企業に就職するなど、若者の県内定着に大きく貢献しており、本県産業を支える人材として重要な役割を担っていると考えております。

県では、若者の県内定着を促進するため、奨学金返還支援制度を設け、支援を実施しているところでもあります。令和5年度には、支援対象者数の上限を撤廃するとともに、高等学校卒業者を新たに支援対象に追加したほか、来年度からは年度途中の採用者も支援対象とするなど、県内企業の採用活動の実情等を踏まえた制度の充実を図っているところでもあります。

この制度は、専門学校卒業者をはじめとする若者の県内定着に有効な取組であるため、これまで以上に制度の周知に努め、参画する県内企業の増加や企業版ふるさと納税の活用などにより、安定的に制度を運用していくとともに、支援者数の増加を図るなど、引き続き制度の維持・充実に努めてまいります。

○日高博之議員 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議案第1号から第106号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は1人10分以内いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今議会に提出されました議案について、通告の下に質疑を行います。

まず、議案第 1 号「令和 7 年度宮崎県一般会計予算」についてお伺いいたします。

歳入において県税収入の総額を、また個人県民税、法人県民税、法人事業税及び地方消費税清算金について、令和 7 年度当初予算額と対前年度との比較について、それぞれお聞かせいただきたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 令和 7 年度当初予算における県税収入総額は 1,123 億 1,000 万円で、前年度と比べ 4.7% の増であります。

このうち、個人県民税は 335 億 8,390 万円余で 10.4% の増、法人県民税は 23 億 5,707 万円余で 1.5% の増、法人事業税は 246 億 6,595 万円余で 5.1% の増であります。

また、地方消費税清算金の予算額は 552 億 7,178 万円余で、前年度と比べ 1.9% の増であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、当初予算の県債発行額とそのうち臨時財政対策債の発行額及びそれぞれ前年度からの増減額、また令和 7 年度末の県債残高についてお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 県債発行額は 620 億 4,620 万円で、前年度と比べ 54 億 1,680 万円の減、臨時財政対策債は制度創設以来、初めて発行がなく、13 億 6,100 万円の減となっております。

また、令和 7 年度末の県債残高の見込みは、8,520 億 2,370 万 2,000 円であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、歳入に関連してですが、議案第 21 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について伺います。

今回の使用料・手数料の改正案は、総じて引上げになっています。一挙に多岐にわたって全庁的な見直しが行われた感がするのですが、見直しの理由について伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 使用料・手数料の全庁的な見直しにつきましては、近年の物価高騰や人件費の伸び等を踏まえ、受益者負担の適正化を図り、引き続き、指定管理者による安定的な施設運営や質の高い行政サービスを提供するために実施するものです。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、当初予算歳出における事業・施策についてお伺いいたします。

先ほど日高議員も質問されましたけども、放課後児童クラブ待機児童解消加速化事業 1,300 万円について、事業の概要を改めて伺います。そして、本事業により確保するとしている放課後児童クラブに準じた小規模な子供の居場所をつくるということですが、何か所でどれほどの待機児童解消を見込んでおられるのか伺います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本事業では、市町村に対して送迎に必要な車両のリース代等を補助し、放課後児童クラブの広域化を図るほか、国が定める要件に満たない小規模な居場所等の確保に係る費用の一部を支援することとしております。

確保予定の居場所の数は、市町村の予算措置状況にもよりますが、7 か所程度分の予算をお願いしており、2 か年で 100 名程度の待機児童解消を目指します。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、指定難病等業務効率化事業6,900万円について、受給者証更新等に係る一部事務の外部委託とありますが、どこにどのように委託するのか、その事業の概要と、併せてプライバシー保護の対策はどうなるのか伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 当該事業は、業務効率化を図るため、本庁や保健所間のデータ連携が可能となるように、指定難病医療等の医療費助成に使用しているシステムの更新を行うとともに、現在保健所が行っております指定難病受給者証更新事務の一部を外部に委託する内容となっております。

予算成立後に、それぞれの内容について企画提案競技を実施しまして、業者を選定することになります。業者の選定に当たっては、個人情報取り扱いについて、県の指示に確実に従うとともに、情報を適法かつ適正に取り扱う体制をしていることを条件とすることにしております。

○前屋敷恵美議員 ぜひプライバシー保護は重要ですので、お願いしたいと思います。

次に、議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

この議案も幾つもの施設の利用料の引上げに關してのものなんですけれども、その中で特に宮崎県屋外トレーニングセンターについて伺いたいと思います。

このセンターは、プロの団体の利用が多いと見込まれておりますけれども、公共施設としてアマチュア、いわゆる一般県民も利用できるわけで、利用料金はアマ、プロ問わず同一料金の設定なのか、もしそうであれば、その考え方を伺いたいと思います。商工観光労働部長、お願

いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 屋外型トレーニングセンターにおいて、アマチュアとプロの利用料金は同一としております。

県では現在、スポーツ観光プロジェクトを展開し、キャンプを実施するプロチーム数の増加により、観光振興及び地域経済の活性化を図ることとしておりますことから、本県をキャンプ地として選定していただけるよう、利用料金を一般利用者と同等の水準に設定しております。

○前屋敷恵美議員 次に、議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について伺います。

今回の刑法改正による県条例の整理は、多岐分野に及んでおります。この刑法改正の理由及び県の関係条例の整備・改正について伺いたいと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 刑法の改正により、令和7年6月から現行の懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されます。

この改正は、拘置後に所定の作業が義務づけられる懲役と作業の義務づけがない禁錮を拘禁刑に改め、受刑者に応じたきめ細かな指導・支援により、立ち直りをさらに後押しすることを目的としております。

議案の内容につきましては、議員御指摘の議案第37号において関係する21条例、また、その他議案で13条例、合計34条例について、懲役及び禁錮の字句（言葉）を拘禁刑に改めるものです。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」について伺います。

今回の補正予算の減額補正について伺います。

まず、衛生費14億9,699万8,000円の減額、農林水産業費40億7,766万1,000円の減額、土木費106億7,557万8,000円の減額補正について、それぞれ主な内容とその理由についてお聞かせください。福祉保健部長、農政水産部長、県土整備部長、それぞれお願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 衛生費の主なものは、医療・介護施設の整備等に関する地域医療介護総合確保基金積立金の減額であります。これは、当該基金の対象となる一部事業について、国の負担がより手厚い国庫補助金へ振り替えたことなどによるものであります。

○農政水産部長（殿所大明君） 農林水産業費の補正額は40億7,000万円余の減額で、その主なものは、畜産競争力強化整備事業を32億9,000万円余減額したものであります。これは、事業の取下げや翌年度以降への事業見送りなど、要望件数が当初計画を下回ったことによるものであります。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 土木費の減額補正106億7,000万円余の主な内訳としましては、道路橋梁費の52億4,000万円余の減額、河川海岸費の33億6,000万円余の減額であり、いずれも国庫補助事業費の決定等によるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第102号「財産の取得について」です。

宮崎県東京ビルに係る財産取得の内容についてお伺いいたします。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村達也君） 東京ビルの再整備においては、資産の有効活用策として、県の所有地に定期借地権を設定し、民間事業者の有償で貸し付け、事業者が建設する新ビルの一部を

県が買い取り、学生寮や職員宿舎などとして所有・管理することとしております。

昨年の11月定例会で、取得額に係る債務負担の追加を議決いただいております、今議会において、財産取得に係る議案を提案したものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、議案第104号「損害賠償額の決定について」を伺います。

本案件は、倒木による事故ということのようですが、事故の状況と損害賠償の内容についてお聞かせください。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 議案第104号の倒木事故につきましては、国富町大字田尻において、のり面の樹木が突然倒れ、走行中のダンプカーを直撃したことにより、車両が損傷し、運転手が負傷したものです。

損害賠償の内容としましては、車両所有者の車両損害及び休車損害と、宮崎労働局から運転手に給付された労働災害保険金となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では、最後になりますが、議案第106号「一ッ葉有料道路の事業変更に係る同意について」を伺います。

一ッ葉有料道路で今実施中の事業の内容と事業変更に係る増額理由について伺います。県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 一ッ葉有料道路では、橋梁の耐震対策に加え、津波避難施設の整備を行っており、残る一ッ葉大橋の耐震対策が今年7月に完了する予定であります。

今回の増額は、労務費や資材単価の高騰などによるものであります。

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。あとは委員会その他で深めさせていただきます。終わります。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議案第55号から第69号まで採決

○濱砂 守議長 ここで、海区漁業調整委員会委員の任命の同意についての議案第55号から第69号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第55号から第69号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第54号まで及び第70号

から第106号まで並びに請願委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第54号まで及び第70号から第106号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から9日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、令和6年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時14分散会